

施策分野別計画



第1章 心豊かなまちづくり

—生涯学習・・・教

1

いつでも学び親しめる生涯学習・生涯スポーツの振興

■ 施策の目的 ■

市民一人ひとりの生きがいを支援するとともに、健康の保持と体力の増進を支援する

■ これまでの取り組みと現状認識 ■

- ◆ 図書館については、空調設備の部分修理などの維持管理を行っていますが、施設そのものの老朽化が進んでおり、耐震診断の結果に基づき、適正な維持管理と計画的な改修が求められます。
- ◆ 中央公民館については、施設そのものの老朽化が進んでおり、耐震診断の結果に基づき、地区公民館とあわせて適正な維持管理と計画的な改修が求められます。
- ◆ 公民館主催事業については、今後も、市民ニーズにあわせた事業の実施が求められます。
- ◆ 生涯学習情報誌『ときめき』については、創刊から60号を経過し、生涯学習の情報発信源としての機能を十分に果たし、市民認知度も高くなっているものと思われます。今後は、より市民との相互発信や協働などへの取り組みが必要となります。
- ◆ 高齢社会に向けて、元気な高齢者が増加することが予想されるなかで、趣味や芸術活動を行いたい市民の受け皿づくりや環境づくりが求められます。
- ◆ スポーツイベントの延参加者数や学校開放による体育施設利用団体数など、目標を達成したものが一方、総合型地域スポーツクラブは設立が困難な状態にあるなど、未達成の課題について、引き続き検討していく必要があります。
- ◆ 東金アリーナほか3スポーツ施設については、指定管理者制度を導入し、引き続き財団法人東金文化・スポーツ振興財団により管理運営が行われ、順調に事業が実施されました。
- ◆ スポーツ施設については、障害者自立支援対策臨時特例交付金事業として、家徳スポーツ広場の身体障害者対応屋外トイレを設置したほか、必要な維持管理を行いました。

■課長目標■

指標名	現状値	目標値	所管課
家庭教育学級の参加者数	913人	930人	生涯学習課
公開講座の参加者数	139人	150人	生涯学習課
図書館資料年間貸出冊数	270,000冊	281,000冊	生涯学習課 (図書館)
中央公民館稼働率	50.8%	52.0%	生涯学習課 (公民館)



2

豊かなこころを育む学校教育の充実

■ 施策の目的 ■

安全で快適な教育環境を整備し、子どもたちの成長と未来を支援する

■ これまでの取り組みと現状認識 ■

- ◆市内の幼稚園の定員に対する就園率については、目標値である65%をほぼ達成しているものの、今後の就園児童数の推移等を踏まえ、統廃合を含めた検討が必要です。
- ◆ふれあい広場は、多くの保護者が参加し、乳幼児の保護者の子育て相談機能としての役割を十分に果たしています。
- ◆幼稚園教育に関する地域住民や保護者の深い理解を得るため、交流会等を開催しています。安全面などの問題から参加者が伸びないのが現状ですが、地域に開かれた幼稚園づくりを進めるため、さらなる施策の検討が必要です。
- ◆平成20年度より、特別な支援を必要とする児童・生徒に対し、特別支援教育支援員を配置し、平成21年度には、小中学校に配置が完了しています。
- ◆平成19年度には、全ての小中学校にAED（自動体外式除細動器）が配置され、全職員が使用できるように講習会を開催しており、万が一の際の児童・生徒の安全対策を図っています。
- ◆学校不適應を起こす児童・生徒の未然防止及び不登校児童・生徒を解消するため、スクールカウンセラーや子どもと親の相談員との連携を図っています。
- ◆教育施設については、全ての施設で耐震診断を実施し、順次、耐震改修及び施設の建替えに取り組んできました。国の臨時交付金等の活用によって、施策目標値以上の耐震改修が達成できましたが、予算的側面から全ての対象施設の耐震改修に至らず、今後の推進が求められます。
- ◆教育施設の維持管理については、建築基準法による「特殊建築物定期検査」の実施に基づく施設の維持補修や、幼稚園・小学校・中学校からの要望や相談等に基づき対応しており、幼児・児童・生徒が、安全かつ快適な環境のなかで教育を受けることができるよう努めています。
- ◆平成4年に開学した城西国際大学において、公開講座を開催しており、パソコン教室をはじめとした文化講座に市民の参加がありました。今後も、広く周知を行うほか、講座内容の検討を行い、より多くの市民に生涯学習の機会を提供するように努めることが必要です。

■ 今後の展開 ■

- ★ 幼児の基本的な生活習慣の習得と健やかな成長を支援するため、幼稚園教育の充実はもとより、保育時間外に遊びを中心とした預かり保育や3歳児保育を継続して実施します。
- ★ 幼保一体化については、国の動向に注視しながら、引き続き検討します。
- ★ 児童・生徒が自ら学び、考え、判断できる主体性を育む義務教育の充実を図ります。
- ★ 少子化・核家族化が進むなかで、地域で子どもを育てていく環境の整備を検討し、安全面を考慮しながら地域に開かれた学校づくりを行います。
- ★ 犯罪の低年齢化やいじめ問題など、学校という社会を取り巻く問題が深刻化していることから、
 子ども
 もと親の相談員事業を中心に、児童・生徒が気軽に相談できるようなサポート体制を整え、不登校やいじめの予防や解消に努めます。
- ★ 特別な支援を必要とする児童・生徒が増加している現状を鑑み、できるだけ円滑な教育環境を整
 えるため、特別支援教育支援員の増員を図り、特別支援教育を強化します。
- ★ 現在、市内には9校の小学校、4校の中学校があるものの、人口の減少や少子化の影響から、
 将来を
 見据えた学区の再編や学校の適正配置等の検討を前提とし、耐震改修及び施設の建替えを進めます。

■ 主な基本事務事業 ■

基本事務事業	事業概要
小学校施設整備事業	よりよい教育環境の充実を図るため、学校施設の整備工事（新築・増築・改築・改修等）を行い、引き続き城西小学校の建替え、また、小学校校舎の耐震化への対応を進めます。
小学校運営管理事務	小学校施設の保守管理や定期点検を実施し、適正な維持管理に努めます。老朽化により使用が困難な児童用の机・椅子を計画的に入替えます。3年に1度、専門業者による遊具の点検を行い、安全に配慮して整備を進めます。平成25年度は、城西小学校新築に伴う備品購入を行います。
中学校運営管理事務	中学校施設の保守管理や定期点検を実施し、適正な維持管理に努めます。老朽化により使用できなくなった生徒用の机・椅子を計画的に入れ替えます。
中学校施設整備事業	よりよい教育環境の充実を図るため、学校施設の整備工事（新築・増築・改築・改修等）を行い、東金中学校校舎・体育館・武道館の耐震化への対応を進めます。
幼稚園運営管理事務	幼稚園施設の保守管理や定期点検を実施し、適正な維持管理に努めます。3年に1度、専門業者による遊具の点検を行い、安全に配慮して整備を進めます。園児の不測の事故等による「突然の心停止」に備え、市内幼稚園にAEDを各1台導入します。
学校体育施設開放事業	学校教育に支障のない範囲で、身近な市内小中学校の体育館・武道館・グラウンドを市民スポーツ団体に開放します。

奨学金事務	高校・高等専門学校生については、東金市奨学生選考委員会の判定により、奨学生を決定し、月額 10,000 円以内（授業料相当額）の奨学資金を支給します。ただし、高校の授業料の無償化により、現在支給を休止しています。石井清一郎記念奨学基金受託者である中央三井信託銀行㈱から、「信託事務の委任に関する協定書」により、東金市が委任された委任事務を行います。
学校給食管理事務	園児・児童・生徒に対し、学校生活の中で栄養のバランスがとれた安全でおいしい給食を提供します。
小学校子どもと親の相談員事業	各小学校に相談員を配置し、個に応じた身体的支援、不登校やいじめ等の予防や解消に努めます。
小学校特別支援教育支援員事業	特別な支援を要する児童の増加に伴い、特別支援教育支援員を配置し、特別支援教育の充実を図ります。
中学校子どもと親の相談員事業	各中学校に相談員を配置し、個に応じた身体的支援、不登校やいじめ等の予防や解消に努めます。
中学校特別支援教育支援員事業	特別な支援を要する生徒の増加に伴い、特別支援教育支援員を配置し、特別支援教育の充実を図ります。
通園通学対策事業	通学バスを運営している地元運営委員会に、補助金を交付します。遠距離通学をしている生徒の保護者に対し、補助を行います。
特別支援保育事業	3歳児を保育するため、補助教諭を配置します。また、運営に支障をきたさない程度に、特別な支援を要する園児を保育するため、補助教諭を配置します。
預かり保育事業	幼稚園管理基準での保育時間外に、遊びを中心とした保育を園で行うため、非常勤職員を配置します。また、必要な消耗品を購入します。

課長目標

指標名	現状値	目標値	所管課
小中学校耐震化の推進	59.5%	90.0%	教育総務課
特別支援教育支援員の人数	16人	適正な配置をします。	学校教育課
不登校児童・生徒の人数	小学校 8人 中学校 52人	減少を目指します。	学校教育課



3

次代を担う青少年の健全育成

■ 施策の目的 ■

たくましく人間性豊かな青少年を育成する

■ これまでの取り組みと現状認識 ■

- ◆ 青少年の健全育成については、なつやま探検隊をはじめとした主催事業を実施するとともに、青少年相談員連絡協議会、子ども会育成協議会やジュニアリーダーズクラブなど、各種青少年育成団体との協働により、ウォークラリー大会、房総子どもかるた大会やサマーキャンプなど各種協働事業を実施してきました。
- ◆ 青少年の非行防止については、平成20年に市内で幼女の殺人事件が発生したことから、より青少年の安全を確保する方向で事業展開をシフトし、地域安全マップ普及等の事業を進めてきました。

■ 今後の展開 ■

- ★青少年相談員連絡協議会、子ども会育成協議会やジュニアリーダーズクラブなど、引き続き各種団体との連携を図り、地域ぐるみの青少年健全育成を推進します。
- ★青少年の自主性・主体性を育む施策を、各種団体との共催により実施するとともに、イベント等に青少年が積極的に参加できる環境づくりに努めます。

■ 主な基本事務事業 ■

基本事務事業	事業概要
青少年育成団体支援事業	青少年育成団体（子ども会育成協議会・青少年相談員連絡協議会・ジュニアリーダーズクラブ等）への活動に対する補助金の支出及び団体活動実施にあたっての直接的な支援を行います。
青少年健全育成主催事業	自然体験学習、ジュニアリーダー育成大会等の青少年健全育成事業を実施し、また青少年に係る関係機関の連絡調整を図る青少年問題協議会を実施します。



4

地域に根ざした文化の振興

施策の目的

文化芸術活動に親しめる機会を提供するとともに、東金の文化を次代に継承する

これまでの取り組みと現状認識

- ◆市民が行う文化活動について、文化団体連絡協議会（文団協）の会員数は減少傾向にあるものの、発表の場である文化展・文化芸能大会の参加者数は増加しており、当初の目的は達成しているものと考えます。しかしながら、文団協の会員の高齢化が進んでおり、会としての自主性を維持するためにも運営方法などを文団協とともに再検討していく必要があります。
- ◆東金文化会館については、指定管理者制度に移行し、財団法人東金文化・スポーツ振興財団が管理・運営を行っていますが、施設の老朽化が進んでいることもあり、早急な対応が必要な空調設備を中心に改修を行いました。今後も、優先順位を付け、適切な改修を行い、維持管理に努める必要があります。
- ◆埋蔵文化財の調査委託していた財団法人山武郡市文化財センターが、平成20年度に解散したことで、文化財の発掘・保存方法について、今後の方向性を検討する必要があります。
- ◆市内にある「歴史と自然をめぐる道」のPRを生涯学習情報誌で行うなど、郷土の文化・歴史の普及活動に努めています。今後も、文化財審議会や在野の郷土研究者の方々との協働により、文化・歴史の活用に努めることが望まれます。
- ◆獅子舞やおはやしを中心とした郷土芸能については、「まい・舞・はやしフェスタ」において、発表の場を設けておりますが、参加者は減少傾向にあります。次世代が、スムーズに伝統芸能を承継できるような仕組みをつくるため、地域との協働が必要です。



■ 今後の展開 ■

- ★文化活動の拠点である東金文化会館に関しては、計画的に改修及び修繕を行いながら、適切な維持管理を行うとともに、文化・芸術活動に接する機会や発表の機会の提供を進めます。
- ★地域に残る貴重な文化財については、保存に適切な収蔵方法を検討します。また、観光とタイアップするような施策を展開し、郷土の歴史と文化の保存・継承を図ります。
- ★「まい・舞・はやしフェスタ」などの参加者が減少傾向にある現状を鑑み、地域に根付く文化の継承のためにも、イベントの周知をさらに強化するとともに、文化団体やグループの育成・交流を図ることで、地域文化活動の活性化を図ります。

■ 主な基本事務事業 ■

基本事務事業	事業概要
芸術文化支援事務	文化祭（文化展・芸能大会）開催において、企画運営を参加者と協働で行います。
文化財保護事務	文化財審議会の協力を得て、文化財の調査、歴史講演、文化財説明板の設置、歴史展示を行います。 無形民俗伝承団体に対し、発表の場を提供し、支援します。 成東東金食虫植物群落の保護支援、史跡整備市町村協議会と史料保存活用連絡協議会の参加を支援します。 開発に伴う埋蔵文化財の届出事務、埋蔵文化財資料の貸し出しと展示業務を行います。
文化会館管理運営委託事務	市民が優れた芸術文化に触れる場、市民の文化活動の発表の場として、管理運営を指定管理者に委託します。
文化施設維持修繕事業	文化会館の舞台照明装置や音響設備など、施設設備の経年に対応する改修を進めます。

■ 課長目標 ■

指標名	現状値	目標値	所管課
文化・芸能大会見学者数	2,800人	2,900人	生涯学習課
まい・舞・はやしフェスタ参加者数	187人	200人	生涯学習課

5

市民の国際理解を深める交流の促進

■ 施策の目的 ■

多文化の共生と平和意識の高揚を図る

■ これまでの取り組みと現状認識 ■

- ◆ 市内に居住する外国人に対する施策の周知を図るため、城西国際大学の協力のもと、本市が発行する刊行物の多言語化を実施しました。中国語・英語・韓国語への翻訳により、市内に登録されている外国人の約8割の言語圏をカバーしています。他の言語圏の外国人に対する配慮が、課題として残されています。
- ◆ 国際交流施策については、関係市民団体との協力により進めてきましたが、現状を維持している状況であることから、引き続き検討する必要があります。
- ◆ 毎年、夏に実施している原爆資料の展示については、平和意識の高揚という観点からは、効果があったものと考えます。今後も、戦争の悲惨さを改めて市民に伝えていくことが必要と考えます。

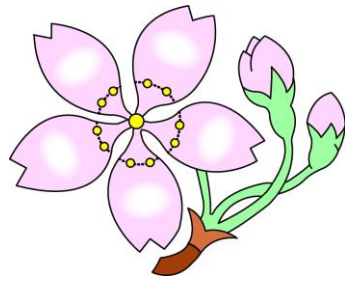
■ 今後の展開 ■

- ★外国人登録者数の増加に伴い、本市が発行する刊行物の多言語化を進め、外国人にも住みやすい国際化に対応したまちづくりの推進を図ります。
- ★姉妹都市交流や国際交流団体が行う交流事業を支援し、国際交流活動を推進します。
- ★非核平和は市民の願いであり、恒久の平和に向けて継続的に取り組んでいくためにも、また、悲惨な戦争を風化させないためにも、後世に語り継いでいくような平和啓発事業を継続的に実施します。

■ 主な基本事務事業 ■

基本事務事業	事業概要
国際交流活動団体助成	地域の国際交流活動の実施事業の際に、市として可能な範囲で協力し、団体が行う事業へ補助金を交付します。
国際交流事務	リュエイユ・マルメゾン市と広報紙(広報誌)の交換を行います。また、グリーンティングカードを送ります。 くらしの便利帳「ライフ東金」や「家庭ごみの出し方」の多言語化を、城西国際大学の協力を得て、順次実施します。
平和推進事業	戦争や平和に関する資料の展示を行うとともに、平和啓発事業を実施します。
外国人英語指導助手招致事業	各小中学校にALTを配置し、英語の学習を支援します。





第2章 ぬくもりのあるまちづくり

—健康・福祉—

1

市民の健康を支える保健・医療の充実

■ 施策の目的 ■

地域医療を充実するとともに、市民の健康づくりを支援する

■ これまでの取り組みと現状認識 ■

- ◆ 「とうがね健康プラン21」に基づき、市民の健康づくりのため、情報提供の充実に努めるとともに、基本健康診査（H19終了）・がん検診を中心とした各種健診事業を実施しました。
- ◆ 女性特有の疾病である子宮がん・乳がんについて、国のがん検診助成制度（H21より）を利用し、利用率の向上に努めてきましたが、今後の補助制度が流動的です。がん（悪性新生物）は、市民の死因別死亡率の第1位でもあることから、新たな財源確保策を検討のうえ、継続して実施することが必要です。
- ◆ 健康管理啓発事業として、健康づくりのための各種教室が開催されており、多くの市民が参加しました。特に、今後は、生活習慣病予防のための特定保健指導の充実に努めるとともに、介護予防事業などをボランティア団体等との協働のもと、継続して実施していく必要があります。
- ◆ 乳幼児期における健康相談事業として、乳幼児健康相談を実施し、健全な発育・発達を支援するとともに、保護者の育児不安の軽減に努めています。特に、「保育士による遊びの紹介」事業が好評です。
- ◆ 安心して子どもを産み育てるためには、配偶者を中心とした家族の協力が不可欠であり、本市でも「新米パパママ教室」を開催しています。また、休日開催を増やすことで、男性の参加を促進しています。
- ◆ 新型インフルエンザの対策として、対策用品の備蓄を行い、平成21年の流行時に対策本部の設置や国が実施したワクチン接種事業に関する周知、低所得者への接種費用助成を実施しました。また、東金市新型インフルエンザ対策行動計画や、行動計画に基づく業務継続計画を策定しました。
- ◆ 山武地域の医療の根幹となる三次救急機能を備えた東金九十九里地域医療センターを、平成26年度に開院するための事務を遂行しました。
- ◆ 東金九十九里地域医療センターについては、平成21年度に事業計画を策定し、県知事より開設許可を受け、平成22年度中に基本設計と運営主体である地方独立行政法人を設立しました。
- ◆ 国保成東病院が、平成21年度をもって解散したことに伴い、その協議・協定等に基づき、清算負担金を今後も負担します。
- ◆ AED（自動体外式除細動器）については、市内施設においても設置が進んでいます。今後は、AEDを用いた救急講習会のより一層の拡充が求められます。

■今後の展開■

- ★東金九十九里地域医療センターの運営主体である地方独立行政法人による実施設計・建設工事及び医師・看護師をはじめとした人材の確保等の支援をします。
- ★東金九十九里地域医療センターが開院することに伴い、産業・雇用・医療と予防・保険・子育て・教育、あるいは他の医療機関との連携による医療体制の強化や交通など、広域的なまちづくりを検討します。
- ★「とうがね健康プラン21」に基づき、各種健診を継続して実施し、市民の健康維持に努めるとともに、生活習慣病予防のための特定保健指導の充実を図ります。
- ★新型コロナウイルスなどの大規模な健康被害に備え、防護服やマスク、消毒液等の非常時の備蓄を行い、自然災害の発生など、緊急事態にも対応できる体制の整備に努めます。

■主な基本事務事業■

基本事務事業	事業概要
地域医療センター推進事業	<p>名称 地方独立行政法人 東金九十九里地域医療センター 運営形態 東金市と九十九里町が設立した一般地方独立行政法人 建設用地 東金市丘山台三丁目6番2ほか (敷地面積約8ha) 計画規模 病床数:314床 うち救命救急センター20床 医師・看護師宿舎(45戸) 院内保育所(定員20人) ドクターヘリ・ヘリポート(地上設置型) 駐車場台数 約740台 千葉大学医学部附属九十九里地域臨床教育センター(仮称)併設 診療科 22診療科 医師数 56人 事業費 12,854,000千円(開院までの総事業費)</p>
健康診査事業	<p>総合がん検診(胃・大腸・乳・子宮がん) 個別がん検診(胃・乳・子宮がん)・特定健診に準ずる健診(生活保護受給者対象)・結核検診(肺がん検診)・骨粗しょう症検診・成人歯科健診・健康相談・健康教育等を実施します。</p>
自己健康管理啓発事業	<p>各種検診(健診)の結果、精密検査が必要な方、日常生活に注意が必要な方を対象に、健康教育・健康相談を実施します。また、からだ元気塾については、動機付け支援・積極的支援対象者で、希望する方に対し実施し、生活習慣の改善を図ります。</p>
保健・衛生施策調査研究・企画立案事務	<p>関係機関や団体等と連携による計画推進に向けた事業を実施します。 年2回、東金市健康づくり推進協議会を開催し、プランの進捗状況等を検討します。 健康に関する市民の現状把握調査を平成24年度に実施し、平成25年度にプランの最終評価を行います。</p>
母子健康診査事業	<p>妊婦・乳児一般健康診査を実施(医療機関委託)し、疾病の早期発見と合併症予防に努めます。 幼児健診(1歳6か月児・3歳児健康診査、2歳児歯科健診)を実施し、各時期の疾病及び障害の早期発見のため、内科・歯科健診、身体計測、フッ化物塗布、尿検査、視力・聴力検査、保健師等による相談・指導を行い、精神面の発達や疾病等の疑いのある幼児に対しては、さらに医療機関に委託し、精密検査を行い、異常の早期発見に努めます。</p>

母子健康相談・教育事業	<p>「乳幼児健康相談」を月2回実施し、保護者の子育てに関する不安を和らげるとともに、保健師等による保健指導を実施します。</p> <p>「育児教室」を年6回実施し、子育てに関する情報提供と参加者同士の交流を図ります。</p> <p>「ことばと発達相談」を年36回実施し、ことばの発達や精神面・行動面に心配のある幼児に対し、専門家による個別相談を行い、個々の状況にあわせて必要に応じて継続し、心配を早期に改善できるよう支援します。</p> <p>「親子教室」を月1回実施し、言語発達の遅れや、行動面で心配のある幼児とその保護者に、親子のふれあいや遊びを通して発達を支援します。</p> <p>「はみがき教室」「親子はみがき教室」等を実施し、幼児期のむし歯予防についての正しい知識の普及に努めます。</p>
母子保健推進員育成事業	推進員の資質の向上を図るための研修会を実施（年11回）し、家庭訪問や母子保健事業への協力に役立てます。
予防接種事業	集団接種・個別接種等により、予防接種を実施します。
自己健康管理啓発事業 《国保》	<p>動機付け支援対象者には、初回面接と6ヵ月後の評価を、積極的支援対象者には、月1回程度面接や電話支援を実施し、6ヵ月後に目標達成度を評価します。</p> <p>受診が必要と判定された方に、個別で受診勧奨を行います。</p> <p>からだ元気塾を動機付け支援・積極的支援対象者で希望する方に実施し、生活習慣改善を支援します。</p>
自己健康管理啓発事業 《介護》	<p>1次予防事業：各地区公民館を会場に歌・軽体操・レクリエーション、地域との交流を通して健康の保持増進を支援します。また、地区からの依頼により介護予防の知識普及を図ります。</p> <p>2次予防事業：生活機能の低下が見られた方へ運動機能の向上、口腔機能の向上、栄養改善についてのプログラムを提供します。</p>
組合立国保成東病院清算事業	「組合立国保成東病院の解散に伴う財産処分に関する協議書」及び「組合立国保成東病院の解散に伴う事務の承継等に関する協定書」に基づく金額について負担します。

■ 課長目標 ■

指標名	現状値	目標値	所管課
東金九十九里地域医療センターにおける体制	—	医師数 42人 看護師数 190人 開設病床 230床	医療センター 推進課
がん検診受診率	胃がん 13.5% 大腸がん 29.7% 子宮がん 21.7% 乳がん 27.3% 肺がん 29.7%	各 50%	健康増進課
訪問指導件数	年間延 60件	年間延 120件	健康増進課
「とうがね健康プラン21」6分野における目標値	中間評価	「とうがね健康プラン21」平成25年度における最終目標値	健康増進課
①体重コントロールを実践できる人の割合	71.2%	80%以上	健康増進課

②適正体重を維持する食事量を理解している人の割合	男性 54.4% 女性 50.0%	男性 58.0% 女性 53.0%	健康増進課
③朝食を食べない人の割合	20代男性 44.7% 20代女性 40.8%	20代男性 42.0% 20代女性 38.0%	健康増進課
④現在運動している人の割合	男性 29.0% 女性 25.9%	男性 35.0% 女性 32.0%	健康増進課
⑤運動習慣のある人の割合	男性 21.0% 女性 17.5%	男性 25.0% 女性 22.0%	健康増進課
⑥最近1ヵ月にストレス（不安・苦勞・悩みなど）を感じた人の割合	64.1%	63.0%	健康増進課
⑦ストレス解消法を持っている人の割合	64.8%	68.0%	健康増進課
⑧睡眠で十分に休養がとれていない人の割合	22.9%	20.0%	健康増進課
⑨女性の喫煙率	20代女性 16.7% 30代女性 29.4%	20代女性 12.0% 30代女性 22.6%	健康増進課
⑩多量飲酒する人の割合	5.7%	5.0%	健康増進課
⑪未処置歯のある子どもの割合	小学生 41.7% 中学生 27.1%	小学生 37.0% 中学生 23.0%	健康増進課
⑫歯肉の状態が1及び2と判定された小中学生の割合	小学生 18.5% 中学生 33.0%	小学生 15.0% 中学生 28.0%	健康増進課
⑬特定検診を受診している人の割合	40.7%	65%以上	健康増進課
⑭メタボリックシンドロームの内容を知っている人の割合	70.8%	80%以上	健康増進課
⑮月1回以上乳がんの自己検診法を行っている人の割合	4.8%	8.0%	健康増進課
1歳6か月児健康診査対象者の把握	93.2%	100%	健康増進課
新米パパママ教室の参加者で交流ができた人の割合	—	100%	健康増進課
母子保健推進員研修会の参加者	60.9%	70.0%	健康増進課
法定予防接種の接種率	—	接種率の向上	健康増進課
特定保健指導実施率	27.8%	45.0%	健康増進課
ボランティア主導の教室運営の実施を増やす	ボランティア運営教室 田間地区れんげの会 2回・正気地区 根っこの会 0回	年間12回実施している田間及び正気地区でのボランティア運営を各1回以上増やす	健康増進課

2

地域で支えあう思いやりのある社会福祉の推進

■ 施策の目的 ■

ノーマライゼーションを推進し地域ぐるみでつくる共生の社会づくりを支援する

■ これまでの取り組みと現状認識 ■

- ◆ 福祉ボランティア登録者数の目標は達成されましたが、協働のまちづくりのためには、各種ボランティアの協力が不可欠であり、今後も、さらに登録者数を増加する必要があります。
- ◆ ボランティアコーディネート事業については、平成21年度途中より、ボランティアコーディネーターが2名から3名となった経緯もあり、目標値にとらわれず、要望があれば積極的に相談に応じていく必要があります。
- ◆ ボランティアルーム利用者が増えている要因については、昨年度より社会福祉協議会広報誌でのPR、さらには地区社会福祉協議会の協力など、PR活動を活発に行ってきた成果だと考えられます。ボランティアルームは、地域住民が互いに支えあう福祉ネットワークづくりのための活動の場であり、また、情報の収集・発信の拠点となることから、今後も、引き続きPR活動を行うとともに、ボランティアコーディネーターのアドバイスなども行っていく必要があります。
- ◆ 平成18年4月に障害者自立支援法が施行されたことに伴い、障害者施策は大きな転機を迎えました。本市においても障害福祉計画を平成19年3月に策定し、さらに、平成21年3月に第2期障害福祉計画を策定しています。また、平成22年度には、第2期障害者計画の策定をしており、時代にあった計画づくりを推進しています。
- ◆ マザーズホームでは、障害を持った児童や心身の発達に心配のある児童を対象として、早期療育に努めており、今後は、さらに児童が円滑に過ごせるよう、保育所・幼稚園との連携や支援が必要です。
- ◆ 障害者自立支援法に基づいたサービスの提供を行ってきましたが、今後、さらに利用者の増加が見込まれることから、適切なサービス提供がされるような施策展開が必要です。
- ◆ 福祉タクシー事業や福祉作業所への支援を通して、障害者の社会参加を促進してきました。また、障害者作品展への出展などからノーマライゼーションの啓発を進めていますが、さらに障害者と健常者がともに生活できるような社会づくりのための施策を推進する必要があります。

■今後の展開■

- ★地域福祉においては、ボランティアをはじめとしたあらゆる分野における協働を重点的に捉え、地域住民が共に支えあい、また、市民と行政が共に一体となり、地域福祉を作り上げることができるような環境づくりを進めます。
- ★平成18年4月より施行された障害者自立支援法に基づき、障害を持つ方がスムーズに障害福祉サービスを受けることができるよう支援するとともに、引き続きノーマライゼーションの理念のもとに、その自立と社会参加を支援します。
- ★平成23年度中に定める地域福祉計画において、地域福祉推進の主体である市民等の参加を得て、地域の生活課題とそれに対応する必要なサービスを明らかにし、かつ、確保し、提供する体制を計画的に整備します。

■主な基本事務事業■

基本事務事業	事業概要
社会福祉協議会活動推進事業	社会福祉協議会職員人件費（事務局職員6名+ボランティアコーディネーター3名）と事業費の補助を行います。
社会福祉内部管理事務	各種福祉関係事業を円滑に推進するため、総合福祉システムを運用するとともに、補助事務員を雇用します。福祉有償運送団体について審議するため、協議会を開催します。福祉事業の財源としていただいた寄付金の受納事務を行います。職員の所掌事務スキルアップのため、各種研修会に参加します。
ホームヘルパー派遣事業	主に精神障害者及び難病患者に対し、ホームヘルパーを派遣します。
自立支援給付事業	障害福祉サービス利用に係る費用を給付します。
社会福祉施策企画・立案事務	地域福祉の推進のため、地域住民の意見を取り入れながら、「地域福祉計画」を策定します。また、この計画については、民間の社会福祉団体である市社会福祉協議会の今後の活動指針となる「地域福祉活動計画」と連携した内容とします。
障害者社会参加促進事業	福祉タクシー助成申請書を交付し、初乗り運賃相当額を助成します。
身体障害者等居宅サービス事業	補装具の交付、修理を行います。 自立支援医療（更生医療）の対象となる医療費を給付します。
地域生活支援事業	在宅障害者が必要とする用具及びその取付工事に要する費用を給付します。地域で暮らすための支援を心がけ、障害者の社会参加や自立に向けた支援をします。
福祉手当等支給事業	手当の種別ごとに定められた額を支給します。 保険診療の自己負担分、薬剤一部負担金等を助成します。（事前に受給者証の交付を行います。）
民生児童委員活動推進事業	民生児童委員及び主任児童委員の活動費をサポートします。民生児童委員協議会を通じ、各種事業の説明会や研修会を開催します。また、高齢者の実態調査などを依頼します。 各区長等から推薦のあった被推薦者を審議し、県に進達します。

■ 課長目標 ■

指 標 名	現 状 値	目 標 値	所 管 課
ボランティアコーディネート相談件数	462 件	500 件	社会福祉課
福祉ボランティア登録者数	2,760 人	3,500 人	社会福祉課
障害福祉サービス（障害者自立支援法）を利用する障害者の割合	17.2%	20.0%	社会福祉課



3

安心して生み育てる子育て支援の充実

■ 施策の目的 ■

市民が安心して子育てができる環境を整備する

■ これまでの取り組みと現状認識 ■

- ◆平成21年度に、「東金市次世代育成支援行動計画」の後期計画を策定し、後年度における取り組み目標等を示しました。
- ◆学童クラブ・児童館といった施設については、市民に対する制度周知が進んでおり、多くの方が利用されていることから、子どもの居場所・活動できる場所の充実が図られています。
- ◆幼稚園教育に関する地域住民や保護者の深い理解を得るため、交流会等を開催しています。安全面などの問題から、参加者が伸びないのが現状ですが、地域に開かれた幼稚園づくりを進めるため、さらなる施策の検討が必要です。
- ◆平成18年4月に開設したファミリーサポートセンターについては、会員の登録も増加しており、あわせて援助件数も増加しています。地域で子育てを行う基盤づくりのため、引き続き事業の周知に加え、さらなる会員の増加を進める必要があります。
- ◆児童虐待に関する相談件数が増加傾向にあることから、児童相談所等との連携強化を進めています。さらなる児童家庭相談の充実が求められます。
- ◆保護者の疾病・出産・冠婚葬祭などにより、一時的に家庭で保育できない子どもたちに対する一時保育事業を、第4保育所及び私立保育所で実施しているほか、全ての保育所で延長保育を実施し、子育て家庭の支援を行っています。
- ◆市内保育所で、園開放や各種講座を開催し、家庭保育を行っている方に交流の場の提供を行いました。また、育児相談をあわせて実施することで、育児不安の解消等を図るための支援を行いました。
- ◆保育所園舎や付帯設備など、老朽化がみられるものについては、順次整備しています。
- ◆保育所の民営化については、「財政リフレッシュ・プラン」において民営化の検討が位置付けられており、幼保一体化等を踏まえた検討を行っています。
- ◆母子自立支援員を中心とした相談業務については、相談件数も増えており、内容も複雑化・長期化する傾向にあります。関係機関と連携を図り、速やかな対応が求められます。
- ◆ひとり親家庭に対する経済的支援として、児童扶養手当やひとり親家庭等医療費助成があり、対象者が増加しています。

■今後の展開■

- ★東金市次世代育成支援行動計画に基づき、子どもたちの成長段階に応じた支援策を展開します。
- ★次代を担う子どもたちが、健やかに成長できるよう、また、子どもを生み育てたいと願う市民が、安心して出産・子育てができるように、子育て支援事業や学童クラブ・児童館といった環境を、引き続き整備するとともに、ファミリーサポートセンターの周知を行い、会員数を増やしていくことで地域が一体となった子育て環境づくりに努めます。
- ★幼保一体化については、国の動向を踏まえながら、引き続き検討を行います。
- ★平成22年度より乳幼児医療費扶助事業（子ども医療費扶助事業）が、健康増進課から子育て支援課に移管されたことで、子育てワンストップサービスが推進されており、今後も、効率的な行政運営を図ります。
- ★病気の回復期にあり、集団生活や家庭での保育が困難な期間、児童を一時的に預かる病後児保育事業の実施について検討を進めます。
- ★ひとり親家庭に対する経済的な安定と自立した生活を支援するため、母子家庭自立支援教育訓練給付金や母子家庭高等技能訓練促進費等給付事業を導入し、ニーズにあわせた支援策を展開します。

■主な基本事務事業■

基本事務事業	事業概要
子育て支援事業	東金市次世代育成支援行動計画について、26年度までを計画期間とし、各事業を推進します。計画において、ファミリーサポートセンター事業は、育児の援助を受けたい人（依頼会員）と育児の援助を行いたい人（提供会員）からなる会員組織をアドバイザーが管理します。 子育てに関する情報や、事業をわかりやすく紹介した情報誌を作成し、配布します。
保育委託事業	広域入所を委託したり、市内私立保育所への保育の実施委託や特別保育事業の補助を行う一方、病後児の保育希望に対応するため、病後児保育事業の委託を図ります。
保育所運営内部事務	入（退）所の申込み等の審査・決定を行い、それに基づく保育を実施します。また、定められた実施基準を遵守するため、必要な人員の確保や研修を行います。
放課後児童健全育成事業	東金市立小学校9校の全学区に学童クラブを設置し、主に1年生から3年生までの留守家庭の児童の受け入れを行います。また、順次、空調機を設置します。
ひとり親家庭支援事業	18歳の年度末までの児童（児童に一定の障害がある場合、20歳まで）を養育している母子家庭の母、父子家庭の父、父母に代わって児童を養育している者、及び児童が疾病等で治療した場合、所得に応じて医療費の一部を助成します。
子ども医療費扶助事業	小学校3年生までの児童の入院、通院及び調剤に対し、医療費の一部を助成します。
子ども手当支給事業	国の施策に基づき、子ども手当を適切に支給します。

児童家庭相談事業	家庭相談員が、電話・面接等により、家庭での子育てに関する諸相談（不登校相談、児童虐待に関する相談等）に対応します。 児童虐待に関しては、通告後の安全確認の徹底を図るとともに、福祉・保健・医療・教育・警察等関係機関で構成する「東金市要保護児童対策地域協議会」を通じて、情報共有と支援のあり方を検討します。
児童館運営事業	「親子のびのびハウス」をはじめとする、それぞれのカテゴリーを展開します。 児童館の維持・運営に関し、必要な経費の支出を行います。
児童扶養手当支給事業	児童扶養手当法に基づき、18歳の年度末までの児童（児童に一定の障害がある場合、20歳の誕生日までの児童）を養育している母子家庭の母、父子家庭の父、父母に代わって児童を養育している者に対し、所得と児童数に応じて手当を支給します。
児童遊園維持管理事業	市内8ヶ所の児童遊園に適切な設備を設置し、安全な維持管理に努め、児童の遊びに供します。
保育所管理事業	公立保育所の施設利用に伴う維持管理を行います。また、保育所給食の提供にあたり、調理業務委託を進めつつ、自園方式による調理提供を行います。
保育所施設維持管理事業	保育所施設本体や設備類の維持点検を主体に行う一方、施設の修繕やインフラ整備を行います。
母子福祉対策事業	母子自立支援員等が、養育費相談、千葉県母子寡婦福祉資金の貸付相談、高等技能訓練促進費補助金・自立支援教育訓練給付金の相談に対応します。また、DV被害の相談に対応します。 児童福祉法の規定による施設（母子生活支援施設、助産施設）入所措置を適正に行います。

■ 課長目標 ■

指標名	現状値	目標値	所管課
ファミリーサポートセンターの会員数	161人	220人	子育て支援課
病後児保育事業実施箇所数	0箇所	1箇所	子育て支援課
保育所入所待機児童数（年度当初）	0人	0人	子育て支援課
学童クラブ延利用者数			結果

※少子化により、対象となる新規就学児童の

た。



4

生きがいと安心の高齢者施策の充実

■ 施策の目的 ■

元気な高齢者を支援し、住み慣れたまちで暮らし続けることができる地域をつくる

■ これまでの取り組みと現状認識 ■

- ◆長寿の会の加入率は減少傾向にありますが、60歳を超えたばかりの方や元気な高齢者の方は、まだまだ長寿の会に抵抗があるものと考えます。会にとらわれず、60歳以上の方が、自ら生きがいづくりや社会参加活動ができるように関係団体と協力し、情報提供や体制づくりを行っていく必要があります。
- ◆シルバー人材センターについては、施設の老朽化などに伴い、平成19年度に道庭に移転しました。登録者は増加傾向にあり、引き続き高齢者の就労の機会を提供するシルバー人材センターへの支援が必要です。
- ◆いわゆる団塊の世代の大量退職が、今後、見込まれる中、退職者のセカンドキャリアを充実させるような施策・体制づくりや生きがい対策など、関係団体と協議のうえ、検討していく必要があります。
- ◆平成18年の介護保険法の改正により、介護予防が位置付けられ、要介護状態になる恐れのある二次予防事業対象者に、運動器の機能向上や栄養改善などの介護予防事業を展開しています。
- ◆高齢者保健福祉計画は介護保険事業計画を内包し、3年に1度、見直しが行われます。関係法令の改正を踏まえ策定してきましたが、今後も、ニーズにあった計画づくりが求められます。
- ◆ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の安全を保つため、希望者に対し、緊急通報装置の設置を引き続き実施しています。緊急時における迅速かつ的確な対応が図れるよう、民生委員や在宅介護支援センターなどの関係機関との連携を深める必要があります。
- ◆社会的にも問題となっている認知症対策については、認知症サポーター養成講座を開催し、認知症サポーターの育成に努めてきました。さらに講座の周知を行い、認知症への知識の普及啓発を図るとともに、地域全体で認知症の方を受け入れる意識の醸成と体制を整える必要があります。

■ 今後の展開 ■

- ★高齢者が、住み慣れたまちで生き生きと過ごすことができるよう、社会福祉協議会等との連携を図りながら、高齢者施策を展開します。
- ★元気な高齢者が、知識と経験を活かしながら地域へ貢献できるような施策・体制づくり、新たな視点からの生きがい対策などを、関係団体と協議のうえ検討します。また、引き続きシルバー人材センターへの支援と周知に努めます。
- ★地域包括支援センターを中心に、二次予防事業対象者が要介護状態に陥らないよう、介護予防を推進します。また、認知症サポーターを増やすなど、認知症対策により一層取り組みます。
- ★増加傾向にあるひとり暮らし高齢者や、高齢者のみの世帯に対し、急病や災害の際の迅速な対応を図るため、引き続き緊急通報装置の設置を進めます。また、高齢者虐待を未然に防止できるよう、民生委員や地区のボランティアと連携を図ります。

■ 主な基本事務事業 ■

基本事務事業	事業概要
介護予防事業	一次予防事業の地域支援、二次予防事業対象者への介護予防教室の実施及び在宅介護支援センターを通じた一人暮らしの二次予防事業対象者把握を実施します。
高齢者就労支援事業	市が(社)全国シルバー人材センター協会及び(社)千葉県シルバー人材センター連合会の賛助会員になることで、それぞれの活動が達成されるよう支援するとともに、(社)東金市シルバー人材センターの運営の支援を通じ、高齢者の就業支援及び生きがいの充実、社会参加の推進を図ります。
緊急通報体制等整備事業	日常生活上の不安感を解消し、急病等の緊急時に、迅速かつ適切な対応を図ります。
高齢者生きがい支援事業	対象年齢を迎える方に、民生委員を通じて敬老祝品を配布します。また、構成市町で山武地区老人クラブ連合会の活動に要する事務の経費を負担するとともに、長寿の会が行う社会活動や健康づくり等の各種活動に対する補助を実施します。
養護老人ホーム保護措置事業	老人ホーム入所判定委員会において、入所を要すると判定された高齢者の入所事務、入所者維持管理及び退所事務を行い、入所者から入所者負担金を徴収します。
介護家族支援事業	給付の決定を受けたねたきり高齢者等に、紙おむつを現物給付します。

■ 課長目標 ■

指標名	現状値	目標値	所管課
要支援認定者の介護度の維持改善率	56.0%	60.0%	高齢者支援課
シルバー人材センター登録者数	450人	600人	高齢者支援課

5

安心して暮らせる社会保障の充実

■ 施策の目的 ■

社会保障制度の適切な運営を行い、安心して暮らせるまちをつくる

■ これまでの取り組みと現状認識 ■

- ◆ 医療費適正化を目的とした国民健康保険の短期人間ドック事業は、予想を上回る受検者数となっており、疾病の予防・早期発見に効果があったものと考えられます。
- ◆ 国民健康保険税の収納率については、景気悪化という社会的要因もあって伸びていませんが、公平性を維持するためにも、納税は国民の義務であることをさらに周知徹底する必要があります。
- ◆ 平成20年4月より後期高齢者医療制度が施行され、75歳以上の方の医療制度が大きく変わりました。今後の変革も予想される中、引き続き国の施策展開を注視しつつ、制度運営を行う必要があります。
- ◆ 基本健康診査に代わり、平成20年度から実施した国民健康保険の特定健康診査については、個別健診受診率の低迷が影響しており、個別健診受診希望者に対する申請手続きの簡素化等、利便性の向上を図る必要があります。
- ◆ 介護保険事業は、保険者として介護サービス事業者との連携を図り、事業の円滑な運営を図っています。今後も、情報の共有化や共通認識を図るとともに、適切な介護保険の運営が求められます。
- ◆ 介護保険事業計画は3年ごとに作成しており、平成20年度に介護サービスの給付見込みを行ったうえで、介護保険料を設定しました。保険料の収納率は横ばいとなっていますが、引き続き負担の公平性を確保するために、収納対策に取り組む必要があります。
- ◆ 慢性化する特別養護老人ホームの入所待機者の解消のため、第4期介護保険事業計画では、平成21年度から平成23年度までの間に、市内に120床の新設を見込んでおり、平成22年度中には1施設60床の施設が開設し、平成23年度に1施設60床の建設が予定されています。
- ◆ 平成18年度より新設した地域包括支援センターでは、高齢者が住み慣れた地域で自立した自分らしい生活を送れるように介護保険制度を活用しながら、総合相談や介護予防ケアマネジメントを担当しています。今後も、地域包括支援センター運営協議会の意見を参考にしながら、効率的な運営を検討する必要があります。
- ◆ 昨今の経済状況の悪化の影響もあり、市内における被保護世帯は著しい増加傾向にあります。生活保護扶助費も5カ年で40億円程度の支出となっており、世帯の状況を正しく把握したうえで適正な支出が求められます。
- ◆ 被保護者の自立促進を図るための相談体制の拡充が求められ、特に、稼働能力のある被保護者に対する就労支援を、より一層図る必要があります。

■今後の展開■

- ★生活保護事務については、生活基盤の安定と自立の促進を図り、適正な保護を行うとともに、増加する生活保護扶助費の抑制に努めます。
- ★国民健康保険については、社会保障及び国民保健の向上に寄与するため、適切な保険給付を行います。また、財政運営の健全化を図るため、国保税の収納強化を図るとともに、保健事業をはじめとした医療費の適正化に取り組みます。
- ★介護保険制度については、在宅サービスと施設サービスのバランスのとれた基盤整備を行い、認定者が利用しやすい体制を整え、制度が持続可能となるよう、適正な運営を行います。
- ★後期高齢者医療制度については、国の動向に注視しながら、適正な運営を図ります。

■主な基本事務事業■

基本事務事業	事業概要
生活保護扶助事務	要保護者として認定された者に対し、最低限度の生活を保障するとともに、必要な各種扶助を行い、自立就労支援を進めます。
生活保護事務	生活保護システムの運用、医療扶助に関する各給付要否意見書などの交付、申請による保護の要否判定等を行います。
国民年金事務	「20歳加入」「第2号・第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更」「任意加入」などの届出の受付、保険料の免除申請の受付、老齢基礎、障害基礎、未支給などの各年金の請求の受付及び年金事務所への報告を行います。
予防給付ケアプラン作成事業	居宅介護支援事業所から、定期的に要支援認定者等のケアプランや評価などを書面等により報告を受け、業務が適切に実施されるよう指導・確認します。
介護認定審査会共同設置	山武郡市広域行政組合に設置する介護認定審査会の運営経費を負担します。
介護保険給付事業	在宅・施設等のサービスに対し、保険給付を行うとともに、介護保険サービス利用者への給付状況を把握します。
市町村特別給付事業	通院を必要とする要介護1以上の認定者等に対し、ヘルパーの資格を有するタクシードライバーによるケアタクシーを利用した場合、月額6,000円（人工透析者12,000円）のチケットを交付します。
高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画企画・立案事業	65歳以上の第1号被保険者の保険料設定をするため、3年間の保険給付費等を推計するとともに、高齢者福祉や保健、介護保険に関する事業計画を策定します。
地域密着型サービス事業	保険者として指定申請のあった地域密着型サービス事業所について、審査のうち、地域密着型サービス運営委員会への諮問を経て、指定を行います。また、制度の健全で適正な運営の確保を図るため、事業所に対して指導及び必要に応じ、監査を行います。
成年後見制度利用支援事業	市長による成年後見等開始審判申し立てが必要であるかどうかを判断し、申し立てが必要となった場合は、その手続き及び経費の助成、後見人等の報酬の全部又は一部を助成します。
地域包括支援センター事業	介護予防ケアマネジメント事業、総合相談支援事業、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント事業、指定介護予防支援事業を行います。
認定事務	要介護認定申請受付後、介護を必要とする高齢者が、円滑にサービス利用をしていただくため、迅速・的確な事務処理を行います。
後期高齢者医療広域連合納付金	千葉県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療に要する費用に充てるため、広域連合に対し、後期高齢者医療被保険者から徴収した保険料を納付します。

後期高齢者医療事務	後期高齢者医療被保険者の資格の得喪に係る届出の受付や、高額療養費・葬祭費などの給付に係る支給申請の受付を行います。
国保医療費適正化事務	レセプト二次点検及び第三者行為求償事務委託を実施します。
国保事務	国保に係る資格管理事務、過誤・再審査事務、各種申請受付事務及び庶務事務を行います。
国保保健事業	特定健康診査、短期人間ドック助成、医療費通知及び健康優良世帯表彰を実施します。
国保保険給付事務	療養給付費・療養費・高額療養費・高額介護合算療養費・移送費・出産育児一時金及び葬祭費の支給を行います。

■ 課長目標 ■

指 標 名	現 状 値	目 標 値	所 管 課
国民健康保険税の徴収率	56.3%	※57.3%	収税課
介護保険料の徴収率	92.8%	※93.8%	収税課
被保護者のうち働ける能力のある者が就業した人数	32人	200人 (目標値はH27年度までの延べ人数)	社会福祉課

※厳しい社会状況下にあることから、平成22年度末実績を踏まえて、各年徴収率を0.2%向上することを目標値とした。



第3章 うるおいのあるまちづくり

—自然・環境—

1

豊かな自然の保護と新たなみどりの空間の創出

■ 施策の目的 ■

市民が親しめる公園緑地を整備するとともに、東金の豊かなみどりを守り継ぐ

■ これまでの取り組みと現状認識 ■

- ◆ みどり豊かな森林や農地については、「東金市森林整備計画」や「東金市農業振興地域整備計画」に基づき、保全に努めてきました。なお、これは水害の防止など多面的機能の維持にも寄与しています。
- ◆ 市内の公園・緑地は、平成22年度末現在で69ヶ所、274,090㎡となっており、適切な維持管理を行っています。
- ◆ 市民との協働による公園管理については、5団体10公園・1緑地において、管理についての協定を締結しています。さらに協働を進め、協定締結地区が増加するように取り組むとともに、市民が自らの自然環境を守る意識の啓発活動を推進する必要があります。
- ◆ 市民参加型の公園整備として、市民による苗木の植栽や植栽地の草刈りを行っています。



■ 今後の展開 ■

- ★公園・緑地は、市民に憩いと安らぎを与えるとともに、災害時の避難場所としても不可欠なものであることから、引き続き計画的に維持管理を行います。
- ★市民の共有の財産として公園・緑地を捉え、市民団体との協働により管理する公園を増やし、活動を支援します。
- ★東金らしい豊かな自然環境を守るため、八鶴湖の水質改善をはじめとした環境の保全・美化の推進や啓発に努めるとともに、自然保護活動を行う市民団体と協働して活動を進めます。

■ 主な基本事務事業 ■

基本事務事業	事業概要
まちづくり推進事業	市民と行政による「協働の公園管理」を推進し、管理団体に対して協働作業に必要な資材の支給や費用の助成を行います。
公園・緑地整備事業	和の内公園（田間）について、防災機能を持たせた施設整備を行います。また、鴛ヶ嶺の森公園について、市民の参画を得ながら苗木の植栽や草刈等の作業を行います。
みんなの森整備事業	樹林地の草刈や樹木の剪定作業及び枯木の伐採を行います。
街路整備事業	都市計画道路の整備方針を検討します。
公園・緑地維持管理事業	公園・緑地の清掃管理業務や遊具等の安全点検業務を行います。また、公園施設の長寿命化計画を策定し、計画的な公園施設の修繕を行います。
公園環境整備事業	園内樹木の剪定や枯枝等の伐採作業を行います。
観光施設維持管理事業	八鶴湖など観光資源の環境整備をはじめ、進入路や遊歩道等のハード面（除草、剪定、ごみ収集、トイレ・土地借り上げ）などの維持管理を行います。

■ 課長目標 ■

指標名	現状値	目標値	所管課
公園を地域の憩いの場として協働で管理する市民団体の数	5 団体	8 団体	都市整備課
市民一人あたりの都市公園面積	5.3 m ²	5.5 m ²	都市整備課

2

水質汚染と公害の防止

■ 施策の目的 ■

公害や不法投棄、公共用水域の汚濁を防止し、清潔な生活環境を整える

■ これまでの取り組みと現状認識 ■

- ◆平成21年度より、福岡地区において農業集落排水事業の供用が開始されたことで、汚水処理人口普及率は向上し、地域における水質汚濁防止対策が進んでいます。
- ◆浄化槽設置整備に関しては、平成19年度より合併処理浄化槽への転換補助制度を創設するなど、水質汚濁の防止に努めるとともに、適切に維持管理が行われるよう浄化槽清掃パンフレット（環境アクアプラント作成）の地区配布を行っています。
- ◆浄化センターについては、平成20年度に沈砂設備の改築更新工事が完了していますが、他の処理場施設の老朽化も著しいため、改築更新事業の継続が必要です。
- ◆近年の人口減少や社会構造等の諸情勢が大きく変化していることから、千葉県において、平成21年度から進められている全県域污水適正処理構想の見直しに基づき、東金市污水適正処理構想が見直しされ、効率的・効果的な污水処理計画を策定しました。
- ◆不法投棄の監視のため、市内全域のパトロールを実施しています。不法投棄監視員及び住民の皆様からの通報等により回収した不法投棄物は減少傾向にあります。啓発活動による市民の監視の効果が見られます。
- ◆環境問題は、市民生活に密接に関係し、また、起因するものでもあることから、監視・指導・相談体制を強化した公害苦情のないまちづくりが求められます。

■ 今後の展開 ■

- ★公共下水道事業をはじめとした汚水処理を、引き続き推進します。また、下水道未整備地区に対して、合併処理浄化槽の維持管理のあり方について検討し、さらなる効率的な水質汚濁防止対策を進めます。
- ★不法投棄や野焼き等を防止するため、不法投棄監視員や不法投棄監視、パトロールなどによる監視体制を引き続き整え、うるおいのある市民生活を維持します。
- ★騒音、振動、悪臭、水質・土壌の汚染に関しては、千葉県とも協力しながら対策にあたり、住みよい環境づくりに努めます。

■ 主な基本事務事業 ■

基本事務事業	事業概要
浄化槽設置促進事業	公共下水道や農業集落排水が利用できない地域で、単独処理浄化槽やくみ取便所から合併処理浄化槽へ切り替える場合、経費の一部を補助します。
下水道計画事務	千葉県が策定した上位計画を踏まえ、本市の実情に合った下水道計画の策定を行います。
下水道施設整備事業	堀上地区の公共下水道整備について、地元と協議し検討します。その場合、その他の計画区域との推進のあり方も含めて検討します。
浄化槽維持管理促進事業	合併浄化槽の維持管理の取り扱いについて、公共下水道、農業集落排水区域と区域外の地域との汚水処理のあり方を手法とともに検討します。
下水道水洗化普及促進事業	公共下水道が供用開始され、3年以内に接続される方に対し、水洗便所改造資金の補助を行います。
浄化センター改築更新事業	適正な汚水処理を行うため、老朽化した機器や処理施設の改築更新工事を行います。
環境意識啓発教育事業	河川の流域他市町と組織した会に参加し、水質検査、川魚の放流、ポスター展等を行います。「東金市街をきれいにする会」の事務局業務を行い、市内の各小中学生の環境月間ポスター展やごみゼロ運動等を実施します。市民の参加意識が持てるような環境イベントを、市民団体とともに開催します。
公害対策事業	騒音、振動、悪臭、大気汚染、土壌汚染、地盤沈下などの問題について、県と協力して防止対策に取り組みます。
不法投棄防止事業	不法投棄監視員及び環境保全課職員による市内全域の監視パトロールを実施し、不法投棄物を発見した場合は調査・回収を実施します。
下水道事業償還元金	下水道事業建設又は資本費平準化の計画に基づき、起債の借り入れを行い、また、返済計画に基づき元金の償還を行います。
下水道事業償還利子	返済計画に基づき利子の償還を行います。

課長目標

指標名	現状値	目標値	所管課
浄化槽設置促進事業で設置した件数	19.5基 (平成20～21年度平均)	100基	下水対策課
下水道事業認可取得	—	認可面積 903ha	下水対策課
水洗化率	88.8%	91.1%	下水対策課
浄化センター改築更新計画書	—	整備率 100%	下水対策課
環境保全に関する活動団体数	95団体	100団体	環境保全課
公害苦情対処率	—	90%以上	環境保全課
不法投棄物の回収件数	531件 (平成14～21年度平均)	520件	環境保全課



3

環境にやさしい社会システムの確立

■ 施策の目的 ■

家庭ごみの適正処理を促し、ごみの減量化・リサイクルを推進する

■ これまでの取り組みと現状認識 ■

- ◆ 各種行政施策を実施するにあたっては、ごみの減量化や再利用・再資源化を考え、環境負荷の軽減を図っています。これらの取り組みにより、環境の保全と向上について理解されてきていますが、さらに職員の環境意識の啓発が必要です。
- ◆ 市民の環境に対する意識は、全国的なエコ活動等からみても、この5カ年で確実に高揚が図られており、本市としても環境啓発イベントや環境月間ポスター展の開催を通して、市民の環境に対する意識高揚を図っています。
- ◆ 東金市外三市町清掃組合に搬入されるごみの排出量は、減少傾向にありますが、さらに減量化を図る必要があります。ごみ排出量の減量は、環境保全につながるほか、処理費用の削減になり、結果として市民負担の軽減となることから、より一層の啓発活動を行う必要があります。
- ◆ 平成20年7月より家庭ごみの有料化を図っており、減量化に効果があったものの、さらに意識啓発を図る必要があります。
- ◆ リサイクルによる資源回収量については、想定通りの回収が進んでいません。ごみの分別やペットボトル回収、リサイクル倉庫の充実など、市民が手軽に行えるリサイクル活動を推進し、体制強化にさらに取り組む必要があります。



■ 今後の展開 ■

- ★ 3R活動に関しては、市民周知も図られてきましたが、さらなる環境負荷の軽減を図るため、市役所を中心に、市民・事業者が一体となったゴミの減量と再資源化を推進します。
- ★ ゴミの処理については、東金市外三市町清掃組合において適切に処理を行います。
- ★ 家庭ごみの有料化を経て、ごみの排出量は減少傾向にあるものの、さらに市民一人ひとりが、私たちのまちや私たちの地球を守る意識の向上につながるよう働きかけます。

■ 主な基本事務事業 ■

基本事務事業	事業概要
ごみ減量化・リサイクル推進事業	資源回収を行う登録団体に対する奨励金の交付・回収保管庫の設置に対する補助金交付、ごみ集積施設の整備に対する補助金の交付、生ごみ処理機の購入に対する補助金の交付、市役所ロビーにリサイクル情報の掲示、廃棄物減量等推進審議会の運営、リサイクル倉庫による資源ごみの回収と売却を進めます。
環境行政調査研究・企画立案事務	環境基本計画の実施事項を、定期的に評価等しながら進めます。
家庭ごみ収集・処理事業	ごみ指定袋の製造、販売についての承認及び販売実績の集計を行います。
家庭ごみ集積場維持・整備・管理事業	ごみ集積場の新設（変更、廃止）を行います。ごみ集積場に不法投棄された廃棄物の回収とその処理を行います。
東金市外三市町清掃組合負担金	東金市外三市町清掃組合において、構成市町とともにごみ処理施設（環境クリーンセンター）を設置し、共同で衛生的に処理します。カン・ビン類については、環境クリーンセンターでは処理できないため、業者委託により処理を行います。

■ 課長目標 ■

指標名	現状値	目標値	所管課
市民一人1日当たりごみ排出量	992 g	942 g	環境保全課
ごみのリサイクル率	17.3%	27.0%	環境保全課
リサイクル倉庫による資源回収量	772 t	811 t	環境保全課
公共施設（6施設）における電気使用量	2,693,637 kwh	2,666,700 kwh	環境保全課

第4章 活力あるまちづくり

—産業・雇用—

1

生産性の高い農業経営の確立

■ 施策の目的 ■

効率的かつ安定的な農業経営を支援するとともに優良農地を保全する

■ これまでの取り組みと現状認識 ■

- ◆ 「東金市農業振興地域整備計画」に基づき、優良農地の保全を図っています。
- ◆ 整備計画の変更願を受け付け、毎年1回、東金市農業振興地域整備促進協議会を開催し、必要最小限の除外をした結果、平成21年度末現在の優良農地は、3,036haです。
- ◆ 農業者の高齢化等による耕作者の減少や経済事情の変動により、年々、優良農地は減少傾向にあり、また、耕作放棄された農地も増加傾向にあるため、対策が求められます。
- ◆ 効率的かつ安定的な農業経営を実現するため、農業の担い手の育成に必要な経営相談や補助金などによる支援を実施しています。
- ◆ 農業の担い手の確保のため、耕作放棄地などを含めた農地の利用集積を促進し、効率的な農業経営を支援しています。
- ◆ 農業経営基盤に関する各種制度や農業情報について、農家実行組合長会議などの機会を活用し、情報発信等を広く行っています。
- ◆ 農業経営者に対する資金活用相談や、利子補給などの財政的支援を行っています。また、田んぼの学校や市民農園などの体験農業の実施を支援し、都市と農村の交流を進めています。
- ◆ 緑花木センターについては、センターの解散や新組織の立ち上げに向け、関係者や団体との調整を行い、意見の集約に努めてきました。停滞する東金経済の起爆剤となりうる事業として、今後の取り組みが必要です。
- ◆ ガット・ウルグアイラウンド（UR）の最終合意を受け、国内農業の基盤を広域的・計画的及び緊急的に整備していくために、生産性の向上を図る大区画ほ場整備と農地利用集積による担い手の育成のため、広域農業基盤緊急整備促進事業（山武西部地区）の推進をしてきましたが、UR対策が終了したことや多様な推進活動も終了したことにより、山武西部広域緊急整備推進会は解散しました。
- ◆ 県営広域営農団地農道整備事業（広域農道）を推進し、農道整備を行いました。
- ◆ 農業用施設については、多くが老朽化していることから維持管理を行ってきましたが、今後も、地域との協働により、機能維持を図りながら計画的に整備して行く必要があります。

■ 今後の展開 ■

- ★生産性の向上を図るため、農用地の利用集積による効率的な農作業の促進や、水路などの農業生産基盤の適正な維持管理と整備に努めます。
- ★「東金市農業振興地域整備計画」に基づき、優良農地の確保と農用地区域からの除外の厳格化を図ります。
- ★効率的かつ安定的な農業経営体の育成を目指し、担い手となる意欲のある農業者に対して関係団体と連携を図りながら、取り組みへの支援を行います。
- ★農業後継者の問題などにより、耕作放棄地が増加している現状を鑑み、担い手の利用集積を促進して農用地の有効利用を図るとともに、田んぼの学校や市民農園などの取り組みを支援し、農業から始まる交流を促進します。
- ★緑花木センターの解散や新組織の立ち上げについては、産業の発展と観光の呼び込みを含めた効率的かつ効果的な方法を検討し、道の駅的機能の可能性も検討します。
- ★東金の農産物及び農産物加工品の流通の円滑化と販路の拡大を促進し、生産者の生産意欲の向上を図るため、農産物の直売所の整備を支援するとともに、引き続き産業祭を実施し、PRに努めます。
- ★森林の有する憩いとやすらぎ、水源のかん養といった多面的機能を維持・保全していくため、健全な森林資源の保全のための施業などの事業を進めるとともに、特産であるサンプスギの利用拡大を促進します。

■ 主な基本事務事業 ■

基本事務事業	事業概要
自立農業経営者育成事業	東金農業いきいきプランにおける田んぼの学校、市民農園などの取り組みに対して支援します。
地域農産物販売促進事業	市内の農産物直売所の整備に対して補助を行います。
農業振興地域整備計画事務	東金市農業振興地域整備計画に基づき、優良農地の保全を図ります。また、農業用施設の設置等、農業振興地域整備計画変更願により、必要に応じた計画の変更を行います。
農用地利用集積事業	農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等促進事業により、規模拡大を希望する農業者等へ農用地の集積により集約化が図れるよう、補助制度を活用し支援します。
林業振興事業	健全な森林を育成するため、森林の下刈り・枝打ち等に補助を行います。また、被害木の伐採、搬出、跡地への植栽のほか、利用可能な被害材の加工工場までの運搬に補助を行います。
農業関係団体支援事業	農商工や観光の連携による生産者と消費者の交流促進のため、現緑花木センターに代わる新組織への支援、道の駅的機能の可能性の検討をはじめ、農業団体を実施する農業生産活動の向上や、農村環境の保全などに対する取り組みに対して支援を行います。
かんがい排水事業	主要幹線排水路の改修を行います。

土地改良施設維持管理適正化事業	老朽化した施設の維持補修工事を行います。
家畜衛生指導事業	東部家畜保健所及び山武農林振興センターと連携して、家畜の伝染性病の発生の予防及びまん延の防止のための措置を講じます。
国県営土地改良事業推進事業	両総用水事業及び北総中央用水事業等の円滑迅速な推進を図り、用排水施設の新設及び改修を行い、農業用水の安定供給や排水機能の維持・向上及び管理の合理化を推進し、事業費に係る市負担分の償還を行います。
産業祭実施運営事業	産業振興を図るため、生産者と消費者などの交流の機会を提供する産業祭を開催し、農産物・商工業製品の即売会、各種イベントを実施するために産業祭実行委員会への支援を行います。

課長目標

指標名	現状値	目標値	所管課
各体験農園開設数	8箇所	10箇所	産業振興課
担い手農業者（認定農業者）数	60経営体	95経営体	産業振興課
優良農地面積の割合	87.2%	現状維持	産業振興課
農用地利用集積面積	467.9ha	650.0ha	産業振興課
森林施業面積（被害森林再生事業）	27.3ha	32.5ha	産業振興課
来場者数（緑花木センター）	53,773人	100,000人	産業振興課
排水路整備延長	—	400m	建設課
維持補修工事件数	—	10件	建設課

2 豊かなまちをつくる工業の振興

■ 施策の目的 ■

企業誘致を推進し、工業による地域経済の活性化を図る

■ これまでの取り組みと現状認識 ■

- ◆千葉東テクノグリーンパークへの企業誘致のため、地権者と協調して相互に物件の紹介やダイレクトメールの発送を実施し、立地意欲のある企業の掘り起こしを行いました。また、従来から誘致交渉を進めている企業などに対し、営業活動を行いました。

■ 今後の展開 ■

- ★市内の工業団地に対し、引き続き企業誘致に努めるとともに、東金商工会議所や工業団体と連携し、工業の活性化を図ります。
- ★千葉東テクノグリーンパーク内に、東金九十九里地域医療センターの開院が予定されていることから、周辺地域との調和を図ります。

■ 主な基本事務事業 ■

基本事務事業	事業概要
工業振興事務	国により実施される調査の基礎資料とするための調査を、県からの調査依頼に基づき、関係各課と調整して報告します。 工業関係の案件について、商工会議所や工業団体と調整を図ります。

3

魅力とにぎわいのある商業・サービス業の振興

施策の目的

商業・サービス業の振興により地域経済を活性化するとともに、消費生活を支援する

これまでの取り組みと現状認識

- ◆平成21年度に、地域活性化・経済危機対策臨時交付金を活用し、東金商工会議所に対し補助を行い、プレミアム商品券を発行し、地域経済の活性化の一翼となるように努めました。
- ◆中小企業に対して、資金融資事業を継続して展開しました。
- ◆商店街の活性化及び商業者同士の連携促進のための取り組みを行うとともに、地域経済の活性化策を検討していく必要があります。
- ◆市民が、日常生活の中で直面する消費生活に関する問題を解決するために、消費生活苦情相談を月2回開催しており、必要に応じて立ち入り検査を行うなど、消費者の保護に努めています。
- ◆高齢者を中心に増加している悪徳商法への対応策として、民生委員の研修会やふれあい教室などで講演を実施し、被害防止に向けた取り組みを実施しました。



■ 今後の展開 ■

- ★地域の特性を活かした商業を他の地域にPRできるよう、まちの駅等を具現化し、交流人口の増大を図るとともに、九十九里地域の経済の中核地として経済の活性化を推進します。
- ★商工会議所との連携をさらに図り、事業資金の融資や利子補給など、事業者の負担を軽減することで経営の安定化と基盤強化を図ります。
- ★一般消費者を悪質なセールス等から守るため、消費生活相談を強化し、若年層を含めた消費者保護を進めるとともに、さらなる制度の周知に努めます。

■ 主な基本事務事業 ■

基本事務事業	事業概要
元気アップ計画策定事業	「交流人口の増大」を図るため、まちの駅等を具現化し、潜在的な地域力を引き出し・結びつける仕掛けを施したまちづくりを行い、交流促進の受け皿と仕掛けづくりを行います。
商工団体支援事業	国・県とともに商工会議所の運営費を補助します。 八鶴湖及びその周辺環境浄化の啓発手段として、商工会議所青年部が主催するボートカップの運営費を補助します。 交付要綱に基づき、東金商店街連合協同組合の運営費を補助します。
消費生活関連事務	消費生活苦情相談員を選定し、消費者の苦情を処理します。
消費生活相談強化事業	千葉県消費者行政活性化基金を活用することにより、消費生活苦情相談員を1名増員し、消費者の苦情処理の円滑化を図ります。 千葉県消費者行政活性化基金を活用し、イベント時や窓口において啓発用品の配布を行います。
中小企業資金融資事業	財政状況のよくない事業者の救済のため、事業者からの申請に基づき、特定の融資を受ける際に添付資料として必要となる認定書を調査のうえ発行します。 市内6金融機関に対して、中小企業資金融資制度の融資金原資を預託します。 東金商工会議所等と協力しながら、預託融資制度の運用管理を行います。 資金名：運転資金、設備資金、小規模事業資金、独立開業資金、創業支援資金 東金市中小企業資金融資条例に基づく融資及び東金商工会議所融資斡旋取扱規則に基づく県融資を利用している市内事業者に対して、その利子の一部を補給します。 毎年度末に運営委員会を開催し、次年度の中小企業資金融資制度について、各金融機関への預託金の配分・貸付利率を協議します。

4

社会経済の変化に対応した新たな産業の展開

■ 施策の目的 ■

社会経済の変化に対応した新たなサービス産業の導入を促進する

■ これまでの取り組みと現状認識 ■

- ◆平成19年度に、地域における産業の担い手を中心とした東金市産業振興研究会を立ち上げ、地域振興策の調査研究を行いました。
- ◆研究会で、市内の大学や高校に向けてアンケートを実施した結果、地域振興策のツールとしてフープに着目しました。フープを用いた経済活性化策の取り組みを始めました。

■ 今後の展開 ■

- ★東金市産業振興研究会と連携し、地域経済の活性化に取り組む活動を支援するとともに、フォーラムを用いたイベント等を積極的に開催します。
- ★地域のコミュニティサロンとして有効活用されている新産業交流プラザUBOXとの連絡調整を密に保ち、地域活性化への情報の発信受信地として連携を図ります。

■ 主な基本事務事業 ■

基本事務事業	事業概要
活性化対策事業	本市の産業の振興・地域の活性化に向け、研究会を開催します。



5

魅力ある観光レクリエーションの振興

■ 施策の目的 ■

観光資源を活用し、地域経済の活性化を図る

■ これまでの取り組みと現状認識 ■

- ◆桜まつりややっさまつりについては、観光行事として定着していますが、地域経済の活性化という観点からも開催方法などについて、一部見直しを検討する必要があります。
- ◆市外におけるPRを実施し、市内観光の広報を積極的に展開しています。
- ◆八鶴湖や雄蛇ヶ池などの観光資源を維持するために、クリーンアップ作戦などの浄化活動を行いました。
- ◆魅力あるまちづくりや観光による地域活性化を推進するために、観光団体などとの協働がより一層求められます。



■ 今後の展開 ■

- ★従来から行っている桜まつりややっさまつりといった行事について、内容等を再検討しながら実施するほか、地域の特性を活かした観光に着目した観光イベントを、観光協会と連携しながら実施します。
- ★東金の知名度をアップさせ、より多くの方にまちの魅力を感じてもらえるよう、また、市民のふるさと意識を醸成させるよう、より一層、情報発信を強化します。
- ★雄蛇ヶ池・八鶴湖や文化財などの観光資源の保存や環境整備を、市民団体との協働により実施し、自然を活かした観光スポットのPRを行います。
- ★東金の花である八鶴湖や山王台公園の桜木の維持保全に努めます。

■ 主な基本事務事業 ■

基本事務事業	事業概要
観光PR事業	観光パンフレットやポスターを作成して各種観光キャンペーンに参加し、配布掲示を行います。また、本市観光協会独自の観光キャンペーンも実施します。
観光案内所開設事業	平成21年秋より、観光名所等を案内できる臨時職員を緊急雇用対策制度を用いて配置していますが、平成24年3月で終了することから、それ以降は、観光ボランティアガイドを配置できるよう育成します。
観光関係機関支援業務	本市観光協会の桜まつりややっさまつりをはじめとした行事の支援や、県観光協会等のPR活動を実施するために関係機関の支援を行おうとするもので、新規行事として、家康鷹狩り400周年記念事業検討準備の支援を行います。
観光施設維持管理事業	八鶴湖など観光資源の環境整備をはじめ、進入路や遊歩道等のハード面（除草、剪定、ごみ収集、トイレ・土地借り上げ）や八鶴湖や山王台公園の桜木などの維持管理を行います。
雄蛇ヶ池環境整備事業	緊急雇用制度を利用し、湖畔周回の遊歩道を中心に、下草刈りや見通し刈りを行います。平成24年以降は、市民ボランティア活動として継続します。

■ 課長目標 ■

指標名	現状値	目標値	所管課
年間観光入込数	722千人	750千人	産業振興課

6

安心して働くための勤労者対策の促進

■ 施策の目的 ■

雇用の促進を図り、就労環境の整備を支援する

■ これまでの取り組みと現状認識 ■

- ◆ 東金市地域職業相談室は、未曾有の経済危機の影響により雇用状況が悪化したことに伴い、利用者が急増しています。求人の数的確保に努める必要があります。
- ◆ 関係機関と連携し、職業の紹介や相談など、ニーズに対応した機能充実が必要です。
- ◆ 中小企業従業員の退職金制度については、引き続き利用促進を図っていく必要があります。



■ 今後の展開 ■

★経済状況の好転が見込めないなかで、地域職業相談室の活用を促進することで、雇用の場を創出し、雇用の安定と拡大を図ります。

■ 主な基本事務事業 ■

基本事務事業	事業概要
雇用安定事務	ハローワーク千葉南が主体となって行う求職者への仕事情報の提供業務に協力します。
企業誘致推進事業	交渉企業へのワンストップサービスなどにより、企業誘致を積極的に進め、企業立地に際しては、優良事業所の特定に係る企業誘致審査会を開催し、操業企業への指定事業所奨励金の交付やフォローアップを行います。 ※奨励金は、事業固定資産に係る固定資産税の収納額に相当する額の範囲内の金額を、事業活動を開始した日の属する年度の翌年度から3年間交付します。 市内の空き地となっている工業用地への企業誘致の可能性を調査します。

■ 課長目標 ■

指標名	現状値	目標値	所管課
地域職業相談室利用者のうち就業した者の人数	910人	1,000人	産業振興課



第5章 安全で快適なまちづくり

—都市基盤—

1

市民生活を支える公共交通の充実

■ 施策の目的 ■

鉄道やバス交通などの公共交通の充実を図る

■ これまでの取り組みと現状認識 ■

- ◆ JR東金線の利便性向上や運行状況の改善を図るため、沿線自治体とともに構成するJR東金線複線化促進協議会を通じて、陳情・要望活動を実施しました。この結果、平成20年度には、夜間帯の千葉駅直通電車が増発され、利便性が向上しています。
- ◆ 平成21年度には、駅構内の跨線橋へのエレベーター2基の設置等の整備が行われ、JR東金駅のバリアフリー化が進みました。
- ◆ JR東金線の利用促進のために、求名駅前に登録制の無料駐車場を引き続き設置しました。
- ◆ 交通施策は市民アンケートによると不満足度1位であり、より一層PRを行い、不満足度の改善に努めていく必要があります。
- ◆ 平成20年1月に、「東金市地域公共交通会議」を設置し、循環バス路線の運行計画などを含めた市全体の公共交通施策のあり方について検討を行いました。
- ◆ 市内循環バスについては、平成13年度から運行している福岡路線に加え、平成22年3月からは、豊成地区と市中心部をつなぐ豊成路線の運行を開始しました。
- ◆ ふれあいセンターへの連絡バスについては、市役所窓口の機能の移転に伴い、利用者の利用目的が変更したことで平成20年3月をもって廃止し、路線については、循環バス福岡路線の路線延長を行いました。
- ◆ 市中心部と源地区を結ぶ布田線については、引き続き運行経費に対する補助を行ってまいりましたが、利用者数が少ないこと、また、市の財政状況を受けての削減に向け、関係交通施策を含めたなかでの協議・検討を進める必要があります。
- ◆ 今後の少子高齢化社会を鑑み、既存公共交通の活用を図りながら、市内公共交通体系を総合的に整備する必要があります。

■ 今後の展開 ■

- ★公共交通については、「東金市地域公共交通会議」で今後のあり方を議論したうえで計画を策定し、新たな公共交通の運用実証を行い、市民の利便性の向上を図ります。
- ★JR東金線については、引き続き利便性の向上や複線化等の要望を関係機関に働きかけるとともに、駐輪場等の環境の整備を進めることで、利用者の増加に努めます。

■ 主な基本事務事業 ■

基本事務事業	事業概要
JR東金線対策事業	JR東金線複線化促進協議会へ参加し、JR東日本旅客鉄道株式会社へ要望活動・市町民号の運行・東金線の緑化事業・PR活動を行います。また、JR求名駅において登録制の無料駐車場の貸出を行います。駅の所有者であるJRや関係機関との連携、協議を行いながら、駅施設等の整備について、調査・研究を進めます。
バス路線確保対策事業	福岡地区及び豊成地区と市中心部を結ぶ市内循環バスの運行を行います。また、旧国鉄バス布田線の廃止に伴い、代替運行しているバス路線運行事業者に対し、補助金の交付を行います。
地域公共交通総合連携計画策定事業	鉄道やバス・タクシーなどの地域公共交通について、そのあり方と今後の展開について、「東金市地域公共交通会議」で議論し、計画を策定し、実証運行を行います。

■ 課長目標 ■

指標名	現状値	目標値	所管課
東金駅の1日平均乗客数	4,530人	4,700人	企画課
求名駅の1日平均乗客数	1,915人	2,200人	企画課
循環バス一日平均乗客数（福岡路線）	57.3人	60人	企画課
循環バス一日平均乗客数（豊成路線）	19.5人	25人	企画課
新たな公共交通の実証運行	—	新たな公共交通の実証運行	企画課

2

暮らしと産業を支える道路の整備

■ 施策の目的 ■

市民の日常生活を支える道路の安全性・利便性の維持強化を図る

■ これまでの取り組みと現状認識 ■

- ◆ 広域幹線道路の首都圏中央連絡自動車道（圏央道）、国道126号の四車線化、国道128号バイパスの整備等を国・県へ要望しました。
- ◆ 首都圏中央連絡自動車道（圏央道）については、引き続き関係機関に早期整備を要望していく必要があります。
- ◆ 国道126号の四車線化工事が進められており、市民の交通の利便性が向上しました。引き続き全線四車線化を目指し、整備要望を進めていく必要があります。
- ◆ 市道の整備に関しては、道路舗装・改良・歩道の設置等の整備を目標どおりに行いました。市民からの要望が高い施策であり、優先順位を付け、生活道路の利便性・安全性の向上を図る必要があります。
- ◆ 街路樹の整備や道路清掃などの環境美化に努めるとともに、歩行者の安全の確保を図りました。
- ◆ 平成19・20年度と、市民との協働のまちづくりに具体的に取り組みましたが、課題が多く残りました。今後、施策展開の再検討が必要です。

■今後の展開■

- ★整備途中の市道の改良を進め、安全かつ良好な道路の機能の維持向上を図り、市民が快適と感じられる道路環境の整備に、引き続き取り組みます。
- ★首都圏中央連絡自動車道（圏央道）については、平成24年度に東金～茂原間の開通が予定されており、市民の利便性向上のため、引き続き早期全面開通に向けて要望を行います。
- ★広域営農団地農道については、引き続き用地交渉の推進や財源の確保に努め、第3期計画期間中の全面開通を目指します。

■主な基本事務事業■

基本事務事業	事業概要
道路新設改良事業	整備途中である市道（市道0117、0150、0151、0152及び6049号線）の改良工事を促進するとともに、幹線通学路の安全性の向上を主な視点として、整備路線（踏切道含む）を選定し、事業化を図ります。
農道等整備事業	県及び関係市町と連携し、広域営農団地農道整備事業九十九里地区の農林施行区間の整備を促進します。 また、当市の産業振興施策上で、整備が必要な路線が設定された場合、その事業化を図ります。
市道等維持管理事業	市道等の所管施設に対して、安全確保や施設の維持のために必要な経費を計上し、適切に執行します。
道路橋梁事務	橋梁長寿命化修繕計画を策定し、計画的な修繕により、安全性の向上に努めます。
道路排水美化事業	側溝等に溜まった土砂を浚渫し、あわせて側溝内外の除草作業を行います。
道路舗装等事業	舗装道路が老朽化し、亀裂や穴等により通行上支障が生じはじめている道路を舗装・補修を行います。 まだ舗装されていない道路の舗装を行います。 側溝布設など排水整備を行います。
幹線道路整備促進事業	首都圏中央連絡自動車道建設促進期成同盟会に構成員の一員として参加し、活動に関する知識や情報を取得します。

■課長目標■

指標名	現状値	目標値	所管課
道路改良延長	—	500m	建設課
農道整備延長	—	250m	建設課

3

良好な市街地の形成

■ 施策の目的 ■

暮らしやすい市街地をつくるために、市民の主体的な取り組みを支援する

■ これまでの取り組みと現状認識 ■

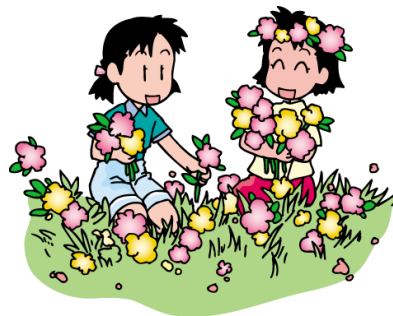
- ◆平成13年度に策定した「都市計画マスタープラン」及び平成17年度に策定した「地域づくり要綱」に基づき、まちづくりを進めてきました。
- ◆田間土地区画整理事業に対する支援のための財源確保として、まちづくり交付金事業が活用できるよう「都市再生整備計画」を策定しました。組合の再建計画が確定しており、再建スケジュールにあわせた支援が必要となります。
- ◆市民との協働により、継続して公園管理を行っています。さらなる協定締結に向けた可能性を探り、まちづくりの推進を図っていくことが求められます。

■今後の展開■

- ★田間土地区画整理組合の解散に向け、事業の進捗状況にあわせて取り組みを支援します。
- ★既成市街地周辺地区等について、まちづくり検討団体の発足に努め、協議を進めます。

■主な基本事務事業■

基本事務事業	事業概要
屋外広告物規制事務	屋外広告物を設置する場合は、許可申請を受理し、内容を審査します。また、違法な立看板等の除却作業の実施や屋外広告物の設置状況の調査を行います。
施設整備事業	J R東金駅周辺に情報板及び案内板を設置します。
宅地開発指導事務	事前協議の申請を受理してその内容を審査し、関係部署と協議・調整を行います。都市計画法に基づく開発許可の場合は、申請を受理し、千葉県へ副申します。また、租税特別措置法の適用を受ける場合は、優良宅地認定の申請を受理し、認定又は千葉県へ副申します。
都市計画図等整理・更新・管理事務	地形図及び都市計画図の更新及び販売を行います。 1/25,000 都市計画図、1/10,000 都市計画図
土地区画整理事業一般管理事務	田間土地区画整理事業に対する行政支援として、「東金市田間土地区画整理組合行政支援に関する協定書」に基づき、公共施設管理者負担金及び助成金を支給します。また、耐震性貯水槽の設置や北の小屋踏切の拡幅について検討します。
都市施策調査研究・企画立案事務	既成市街地周辺地区等について、まちづくり検討団体の発足に努め、協議を進めます。また、大規模宅地開発が完了した地区については、都市計画（用途地域、地区計画）の決定を行います。 都市計画基礎調査を5年ごとに実施します。また、地籍調査については検討します。



4

快適な暮らしを支える都市基盤の整備

■ 施策の目的 ■

ガス・水道などのインフラを整備し、市民の暮らしを支援する

■ これまでの取り組みと現状認識 ■

- ◆本市の上水道事業は、本市及び周辺4市町で組織する山武郡市広域水道企業団により、各家庭や事業所への給水を行っています。また、給水の水源となる利根川からの水道用水を確保するため、本市を含む13市町村で九十九里地域水道企業団を組織し、水道用水の供給を行っています。
- ◆山武郡市広域水道企業団や九十九里地域水道企業団の構成団体として、企業団内部の経営努力や改善等の推進について要望した結果、出資金及び負担金の抑制が図られました。
- ◆市内に残る上水道未普及地域の解消に向け、今後、関係地区住民より整備要望の意向が示された場合には、山武郡市広域水道企業団をはじめとする関係機関との連絡調整等を行う必要があります。
- ◆県内の地域間の水道料金の格差是正を図るため、県内水道事業の一元管理に関する要望書を千葉県知事に提出しました。
- ◆市営ガス加入促進のため、本支管工事の際、近隣する未需要家へ都市ガスへの切替等のお願いや産業祭でのPR等を行い、利用促進を図っています。また、消費機器調査時の安全使用の周知や広報での安全意識の啓発等を行い、ガス利用者の安全確保を図っています。
- ◆白ガス管の敷設替えについては、目標値を上回る更新率で進捗しています。また、ガス供給制度の規制緩和に伴う大口需用家へのガス供給については、3件の大口供給を開始しました。
- ◆市営住宅は、平成22年度末現在で151戸あり、適切な維持管理を行っていますが、老朽化が進んでいます。今後、社会動向及び入居要望状況を見ながら、公営住宅としてのあり方について検討する必要があります。
- ◆平成21年度に、東金市耐震改修促進計画及び東金市地震ハザードマップを作成しました。平成22年度に、地震ハザードマップの全戸配布を行うとともに、木造住宅耐震診断補助制度を開始し、市民の防災意識の高揚と木造住宅の耐震化の推進を図っています。
- ◆めまぐるしく進歩する情報通信社会のなかで、市内における高速インターネットのエリア拡大を図り、情報通信基盤の整備を行いました。
- ◆平成23年にアナログ放送が廃止され、地上デジタル放送に移行することに伴い、東金中継局も開設されたことから、各種イベントや広報により啓発活動を実施しました。今後は、地上デジタル放送の難視聴地区への対応などが必要です。

■今後の展開■

- ★引き続き良質で安定した給水を確保するため、山武郡市広域水道企業団及び九十九里地域水道企業団を構成自治体と共同で設置・運営するとともに、上水道事業の運営と経営の効率化を図ります。
- ★適正な水道料金と効率的な運営により、経営体質の強化に取り組むとともに、県内水道の一元的な管理について、継続して県に要望します。
- ★ガス事業については、引き続き供給施設の安全性の確保や利用者に対する安全意識の啓発に努めます。
- ★市営ガス事業については、地球温暖化や低炭素社会を見据え、ガス事業の将来について検討を行います。
- ★市営住宅に関しては、適切な維持管理を行います。
- ★東金市耐震改修促進計画に基づき、木造住宅の耐震化を促進します。
- ★平成23年にアナログ放送が終了することから、関係機関と連携し、全ての家庭が地上デジタル放送が受信できるよう、側面からの支援に努めます。

■主な基本事務事業■

基本事務事業	事業概要
耐震改修事業	昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅について、耐震診断及び耐震補強設計・監理・工事費（市内業者施工）の費用について補助します。
ガス供給施設整備事業	安定したガスを供給するため、老朽化したガス管の入替工事及びガス本支管の新設工事を行います。 他工事（上下水道工事、道路工事、排水工事等）に起因して、既設ガス管が支障となった場合、依頼文書の提出を受け、他工事の支障とならないようガス管を移設します。
県営住宅事務	道庭団地、求名団地の敷地の一部を借り上げ、県営住宅用地として提供します。 県営住宅の募集案内を配布します。
市営住宅維持管理事業	市営住宅の修繕や保守点検を行います。
ガス施設維持管理事業	西中及び丘山台供給所に設置してあるガスホルダー及びその付帯設備等の監視、点検並びに検査を実施します。また、テレメーターにより送られてきているデータをガス課事務所で監視します。 毎週1回、ガバナーの巡回を実施し、動作確認・異常の有無・圧力紙の交換を行います。
ガス施設保守点検事業	道路に埋設されている本支供給管の漏洩検査及び電位測定等の保守点検業務を行い、適正なガス工作物の確保に努めます。 ガバナーの分解点検を行い、劣化した部品の交換、作動状況の確認を行います。
ガス需要家サービス事業	ガスの供給開始・中止及び廃止者に対して、ガスメーターの設置及び撤去に伴う在庫管理を行います。また、需要家のガス使用量を的確に把握し、ガスを安全に供給するために、法定期間を迎えたメーター器の交換や修理等を行います。 市民からのガス内管工事等の申し込みを受け付け、迅速に工事の設計、工事費の積算を行います。その後、工事、検査を経てガスの開栓を行います。

<p>ガス需要家への工務保安事業</p>	<p>突発的なガス漏洩等のガス事故に対し、迅速に処理を行い、24時間体制で保安業務を行います。 3年に1回、需要家を訪問し、ガス漏れ検査・ガス器具の設置状況等を調査します。 1日1回、供給所において、ガスクロマトグラフにより成分分析を行い、供給ガスが供給規程に定められた熱量であるか確認します。</p>
<p>ガス需要家工務サービス事業</p>	<p>市民からのガス工事の申込みにより、ガス配管等の設計・検査を行います。また、工事は指定ガス工事店に発注します。 ガスの使用がなく中止している住宅等を開栓する場合、ガス漏れ、ガス機器等の検査を行い、ガスを安全に使用できる状態にします。また、ガスの安全な使用方法を周知します。 家屋の建替えや改築などに伴い、ガス管に支障がでる場合、供給管を止めガスメーターを撤去します。</p>
<p>天然ガス購入事務</p>	<p>季節により変動するガス供給量を考慮し、購入するガスの受入量を調整する業務を行います。また、ガス受入量を毎日報告し、ガス購入に要する費用を確定します。</p>

■課長目標■

指 標 名	現 状 値	目 標 値	所 管 課
木造住宅耐震化率	80.0%	90.0%	都市整備課
老朽管入替事業	72.5%	100.0%	ガス課

5

総合的な治水対策の推進

■ 施策の目的 ■

浸水被害、がけ崩れから市民の生命と財産を守る

■ これまでの取り組みと現状認識 ■

- ◆ 県が管理する真亀川・作田川・南白亀川の3河川については、早期整備の要望を継続して実施しました。
- ◆ 小野川・滝川の河川氾濫を防止するため、継続して河川改修工事を実施しました。
- ◆ 急傾斜地の崩壊対策として、目標どおりの整備を実施しました。市内に残る急傾斜地に対する整備についても、順次計画的に実施していく必要があります。
- ◆ 治山・治水対策の一つとして、植林活動があげられます。市民との協働により、身近なところからできる植林を推進し、景観保持とあわせた治山・治水対策が求められます。
- ◆ 平成19・20年度に市民との協働のまちづくりモデル事業として取り組みましたが、課題が多く残りました。今後、事業の展開について再検討の必要があります。

■今後の展開■

- ★市内を流れる小野川・滝川の周辺地区をはじめとした浸水被害地区について、引き続き排水施設の整備を実施します。
- ★ゲリラ豪雨等によるがけ崩れを防止するため、現地調査を実施し、危険個所については急傾斜地に対する整備を順次実施します。

■主な基本事務事業■

基本事務事業	事業概要
河川維持管理事業	準用河川及び地域排水路の維持管理（補修工事）を行います。
河川改修事業	準用河川及び地域排水路を構造物等で整備改修を行います。
急傾斜地崩壊対策内部管理事務	千葉県と市の役割分担のもと規模に応じて、急傾斜地崩壊対策工事を行います。
治山林道業務	千葉県と市の役割分担のもと規模に応じて、森林の維持造成や地すべり防止工事を行います。
調整池管理事業	調整池内の除草、フェンス等の修繕及びポンプの点検や非常用発電機等の定期的点検を行います。
農地防災事業	排水機場等の設置工事及び維持管理を行います。

■ 施策の目的 ■

防災・防犯・交通安全を推進し、市民が安全に暮らせるまちを保つ

■ これまでの取り組みと現状認識 ■

- ◆平成18年度に「国民保護計画」を策定し、有事における対応策を講じました。
- ◆「東金市地域防災計画」の見直しを、平成19年度に完了しました。
- ◆災害時における市民の自主的な備えを促進するため、自主防災組織に対する運用の支援に努めました。市街地中心部においては、住宅の密集度等の理由などから設立が進みましたが、農村部における地域での設立が足踏み状態であり、引き続き自主防災組織の設立に努めていく必要があります。
- ◆非常時における食糧備蓄については、補充や入れ替えを行っています。引き続き災害時に備えるとともに、市民自らの自主的な備えに関する普及啓発を実施し、あわせて関係機関との協定を締結することで、流通備蓄の活用も一層求められます。
- ◆ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加を鑑み、災害発生時における迅速な対応ができるように情報の共有化を進める必要があります。
- ◆消防活動については、常備消防としての山武郡市広域行政組合のほか、地域に消防団が組織されており、火災などの災害に対応しています。
- ◆消防団の活動として、火災予防の啓発活動や年末警邏などの防犯活動・操法大会などがあり、平成21年度には、新たな活動服の配布を行うなど活動を支援しています。しかしながら、消防団員は減少傾向にあり、団員確保に向けた効果的な取り組みが求められます。
- ◆平成18年7月1日制定の「東金市犯罪のない安全で安心なまちづくりの推進に関する条例」に基づき、市民・自治会等・事業者・警察及び市役所が相互に連携及び協力を図り、犯罪の機会を減少させるための環境の整備と、自主的な活動を総合的に実施しました。
- ◆市民ボランティアや自治会等に対するパトロール用品の貸与をはじめとする活動支援を実施し、地域防犯に対する取り組みを強化しました。
- ◆各地区や通学路の防犯灯の整備を進め、不審者情報のメール配信や、非常勤職員による夜間巡回パトロールを実施しました。
- ◆平成17年度に策定した「第3次交通安全計画」に基づき、警察や交通安全協会などの関係団体と連携を図りながら、交通安全意識の啓発に努めました。
- ◆管内の交通事故発生件数及び死傷者数は減少傾向にあるものの、依然として高い水準となっていることから、交通安全教室などによる啓発活動や交通事故相談などの施策を実施しました。
- ◆市内3駅の駐輪場を整備し、放置自転車対策の強化を図りました。
- ◆市民の安全を守るため、カーブミラーの設置や区画線の設置などの整備を行いました。
- ◆高齢社会に向けて、増加が見込まれる高齢者の交通事故を予防するため、より一層啓発活動を強化する必要があります。

■ 今後の展開 ■

- ★地域防災計画に定める防災体制の確立を目指すとともに、災害時における市民の自助、共助意識の高揚に努め、自主防災組織の育成や災害ボランティアセンターの立ち上げの検討に取り組み、市民と行政、消防団や防災関係機関が一体となった災害に強い体制づくりに努めます。
- ★防災対策として、引き続き食糧や水の備蓄に努めるとともに、市民の自主的な備えを推進し、防災意識の高揚を図ります。また、災害時の混乱を速やかに收拾するため、被災者の生活確保やライフラインの復旧などが円滑に行うことができるよう関係機関との連携を図ります。
- ★海岸や空港に近い地域性を考慮し、武力攻撃等を想定した「国民保護計画」を策定済みであることから、有事に備え、市民に対しても啓発を図ります。
- ★火災の防止には、市民の日常的な火災予防が必要であり、煙草のポイ捨てや野焼きの防止などを徹底し、市民の防火意識の高揚を図ります。
- ★火災の延焼防止には初期消火活動が重要であることから、引き続き消防団活動を支援し、消防水利や設備、車両等を計画的に整備します。また、引き続き減少傾向にある消防団員の確保にあたりとともに、機能別消防団員の周知、任命を積極的に進め、地域コミュニティを活かした安全安心なまちづくりに取り組みます。
- ★防犯関係団体及び警察と連携をとりながら、地域ぐるみで犯罪防止の啓発活動を進めるとともに、夜間パトロールや不審者情報メールの配信、防犯灯の整備を継続的に実施し、防犯体制の強化・充実を図ります。
- ★交通事故発生が多い地域であることから、引き続き交通安全教育を実施し、特に高齢者に対する指導を強化することで交通安全意識の高揚を図ります。



■ 主な基本事務事業 ■

基本事務事業	事業概要
交通安全対策事業	東金交通安全協会東金支部の行う街頭活動・街頭監視や交通安全教室、また、東金地域交通安全活動推進協議会の各種交通安全活動等を支援するとともに、市民の交通事故防止及び交通安全意識の向上を図ります。
東金市内夜間巡回警邏事業	17時から22時まで、防犯パトロール車2台で駅や公園をはじめとする犯罪発生危険箇所を重点に巡回するとともに、防犯灯の点検を行います。
防犯対策事業	「東金市犯罪のない安全で安心なまちづくりの推進に関する条例」に基づき、防犯施策を企画立案し、防犯灯の設置など、防犯環境の整備や自主防犯団体の支援を実施します。
消防水利整備事業	地域の要望や必要性に応じて消火栓や防火貯水槽を整備するとともに、災害に対応できるように維持管理を行います。
消防団運営支援事業	一般消防団員のほか、機能別消防団員を募集するとともに、消防団員の報酬や出勤手当の支給及び団員の意識の高揚を図るための訓練等の支援を行います。また、市民への火災予防啓発を行うための啓発を行います。
消防団施設・整備事業	消防車両の購入・維持管理や消防ホースの購入、消防機庫の維持管理を行うこと、また、平成25年度からの消防無線のデジタル化に備え、整備を図ります。
駐輪場管理運営事業	東金駅駐輪場の管理を行うとともに、市内3駅の放置自転車の撤去・保管後、拾得物処理を行います。
防災対策事業	備蓄品の購入や災害時の市民への情報伝達手段を維持・管理し、災害に備えるとともに、防災訓練の実施や地区自主防災組織への補助などにより、防災意識・スキルの向上を図ります。
交通安全施設整備事業	歩道(局部的)、カーブミラー及び区画線等の交通安全施設の整備を行います。
児童生徒安全管理事業	園児・児童・生徒の保護者に対し、幼稚園・小学校及び中学校からの情報配信のため、携帯メールを使った連絡体制を整備します。また、通学時の安全対策のため、通学路プレート等を作成し、注意喚起を行います。

■ 課長目標 ■

指標名	現状値	目標値	所管課
交通事故発生件数	440件	前年発生件数からの減少	総務課
犯罪認知件数	1,390件	前年認知件数からの減少	総務課
出火件数(建物・林野その他火災)	55件	前年発生件数からの減少	総務課



第6章 計画の実現に向けて

1

交流と連帯のまちづくり

■ 施策の目的 ■

市民が主体的にそれぞれの役割を果たせるような交流と連携のまちを築く

■ これまでの取り組みと現状認識 ■

- ◆これまで地域社会を支えてきた区への加入率は漸減傾向にあり、地域に対する価値観の多様ななどの要因から、これからも減少していくことが予想されます。しかしながら、ゴミの収集や防犯・防災の観点からも、地域コミュニティの重要性は高いことから、これらを踏まえた新たな地域自治のあり方を検討していく必要があります。
- ◆地域住民の活動拠点となるコミュニティ会館については、平成18年度から4館が建設され、補助を行いました。また、区等の活動に必要な物品の購入にかかる費用について、自治総合センター主催の補助を行いました。
- ◆地域における課題解決に向けた取り組みについては、協働のまちづくりモデル事業として4地区を選定し、協働により工事等を行いました。今後は、協働のあり方を市民の参加という視点に立ち返り、再検討していく必要があります。
- ◆市民活動に関係する制度や事業等を掲載した「市民活動ガイド」を発行し、市ホームページ上にも公開することで、団体相互の情報交換のステージを提供しました。
- ◆市民活動保険事業の継続により、市民活動における不慮の事故を補償するためのセーフティネットを整備することで、市民活動の活性化に向けた側面的支援を行い、自立的・自発的活動を支援しました。
- ◆市民活動における市民等と行政との役割分担を明確にするとともに、市民活動を総合的に支援する体制の構築等について、検討していく必要があります。
- ◆男女共同参画に関する施策について、県及びその他の関係機関との連絡調整を行うとともに、関係セミナーや研修会等の周知を行いました。また、男女共同参画に関する指針を平成22年度に策定しました。
- ◆庁内各課で所管する審議会・委員会等への女性の登用の促進について、各課に依頼し、女性委員の積極的な登用に努めました。
- ◆市内に居住する外国人の方に対する施策の周知を図るため、城西国際大学の協力のもと、市の刊行物の多言語化を実施しました。現在は、中国語・英語・韓国語に限った翻訳であり、今後は、他の言語圏の方に対する配慮が必要です。

■今後の展開■

- ★コミュニティ活動の活性化のため、漸減傾向にある自治会への加入率を維持し、コミュニティ会館などの住民自治の拠点づくりを支援するとともに、新たな地域自治のあり方を検討します。
- ★ボランティアやNPO等の市民活動団体が行動しやすい環境の整備に取り組むとともに、多様化する市民ニーズに柔軟に対応できるよう、人材育成などの支援を行いながら市民活動団体との協働を進め、市民参加によるまちづくりを推進します。また、市民活動などを広く協働として捉え、その市民の行政に対する相談や支援に対応する窓口の一元化などの整備を進めます。
- ★男女共同参画の意識は、市民に啓発活動を続けていますが、さらに、女性が積極的に行政をはじめとした政策形成等への参画ができるような環境整備を図り、主体的に能力を発揮できる社会を推進します。

■主な基本事務事業■

基本事務事業	事業概要
男女共同参画社会実現推進事業	政策形成等に係わる、審議会等での女性委員の積極的な登用などを進めます。
自治活動活性化促進事業	<p>区長で組織する連合会の活動を支援します。</p> <p>東金市、大網白里町及び九十九里町の各区長会連合会で組織する連合会の活動を支援します。</p> <p>コミュニティ会館等の建設に対し、補助を行います。</p> <p>地縁による団体の認可に係る手続並びに当該団体の代表者等に係る印鑑の登録及び証明の事務を行います。</p> <p>市業務の遂行に係る区の活動に対し、区長活動費等を交付します。</p> <p>住民自治組織の活動に必要な物品等の購入に係る費用について、(財)自治総合センター主催の補助金を、住民自治組織に支給します。</p>
市民活動活性化促進事業	市民活動等を行っている方々が、情報発信や交換できるよう、活動情報等を掲載した「市民活動ガイド」を隔年で作成します。また、市民活動中の事故への対応として、保険(賠償責任及び傷害)に加入します。さらに、協働に関する市役所の受入れ体制の一元化などの整備を進めます。

■課長目標■

指標名	現状値	目標値	所管課
各部署で所管する各委員会・審議会での女性委員の割合	20.2%	25.0%	企画課
区への加入率	71.7%	*70%以上	総務課

※人口減少、生活様式や住民意識の変容により、加入率が年々減少傾向にあり、地域自治、住民自治の中心的役割を担う区への加入率の減少を食い止めることを目標値として設定した。

2

市民参画による行政の展開

■ 施策の目的 ■

市民に分かりやすい行政を市民参画のもとで進めていく

■ これまでの取り組みと現状認識 ■

- ◆各課が所管する各種計画を策定する際に、市民アンケートの実施や、計画策定に係る組織への一般市民の積極的な登用を行うことで、広く意見を集約し、市民参画の機会向上に努めました。
- ◆協働については、協働のまちづくりモデル事業実施要領に基づき、一部地区において、道路や排水路の土木工事を中心に、市民との協働を図りました。今後は、工事という枠にとらわれることなく、広く市民が施策や地域活動に参画できるような、新しい協働の仕組みを市民の考えをうかがい、コミュニティに関する施策や地域振興策などを市民とともに考え、創り上げていく必要があります。
また、市民活動や共同作業に関して、市民の行政に対する相談等の体制の整備も必要となっています。
- ◆毎月1回の広報紙の発行を継続し、また、市ホームページを管理・更新することで、市民に対する最新情報の提供を行いました。
- ◆市民の意見や要望を把握するため、2年に1度、市民アンケートを実施し、意見の集約を図りました。平成23年度からは、市民の意向をより精査するために、毎年実施を検討する必要があります。

■ 今後の展開 ■

- ★行政の様々な分野で、市民が参加でき、まちづくりに市民自らが自覚と責任を持って、主体的に参加できる、市民が主役のまちづくりを目指します。そのために、本市に見合う協働の仕組みを広い捉え方のなかで市民の考えをうかがい、コミュニティに関する施策や地域振興策などを市民とともに考え、つくり上げていくことを進めます。また、市民活動なども含めて広く協働を捉え、市民の行政に対する相談や支援などに対応する窓口の一元化などの整備を進めます。
- ★広報とうがねの発行及びホームページによる情報の提供を継続し、より市民に有益となるよう、内容の充実を図ります。
- ★市民の意向を的確に把握し市政に反映するため、これまで隔年で実施していた市民アンケートを毎年実施します。

■ 主な基本事務事業 ■

基本事務事業	事業概要
市民との協働の推進	「市民との協働」について、希薄化する地域への社会参加の醸成支援をするとともに、各分野、各組織の活動と課題を再整理して総体的に捉え直し、本市に見合う形と手法を行政からの一方通行の提案だけでなく市民の考えをうかがい、対話を通して見出し、再編していきます。改めて「原点」に立ち返って進めていくとともに、行政の受入れ体制の一元化などの整備を進めます。
広聴事務	原則として、毎月1回「こんにちは市長室」・「市長が伺います」を実施し、市長が市民と面談します。面談した内容については、報告書を作成し、改善点等があれば、担当課に報告し、対処します。また、陳情・請願・要望を受理し、庁内における連絡調整を行う窓口業務を行います。
広報事務	市のお知らせや、市内で開催される様々な催し物の案内、市民生活に関する事などを掲載した「広報とうがね」を作成し、各家庭に配布します。毎月1回（1日）発行します。また、適時ホームページに掲載します。
情報公開事務（情報公開事務・個人情報保護事務）	情報公開事務：行政文書開示請求への対応、不服申立てがあった場合の情報公開審査会の開催、制度の施行状況の公表等を行います。 個人情報保護事務：個人情報開示請求への対応、個人情報保護審議会の開催、制度の施行状況の公表等を行います。 市長の資産公開事務：市長の資産等に関する報告書を作成し、一般の方の閲覧に供します。

■ 課長目標 ■

指標名	現状値	目標値	所管課
地域活動に参加している市民の割合	市民アンケート 13回 30.6% 14回 28.4%	35.0%	企画課
地域活動へ参加したい市民の割合	13回 55.9% 14回 55.7%	57.0%	企画課
過去1年間にボランティア活動に参加した市民の割合	13回 13.3% 14回 12.0%	16.0%	企画課
ボランティアに参加したい市民の割合	13回 46.7% 14回 45.5%	50.0%	企画課

3

効果的で効率的な行政運営の推進

■ 施策の目的 ■

財政の健全性を確保しつつ、効果的で効率的な行財政運営を進める

■ これまでの取り組みと現状認識 ■

- ◆ 「第2次東金市財政リフレッシュ・プラン」の推進による歳出削減・歳入確保に向けた各種取り組みを実施しました。主な取り組みについては、各種証明書の交付手数料の改正やごみ袋の有料化、下水道使用料の改定など、経費とそれに対する受益者負担との検証に基づく適正化に向けた取り組み、また、有料広告掲載事業などの新たな歳入確保に係る取り組みを実施しました。なお、本プランの推進による確保目標額に関しては、計画期間の中間年である平成20年度までは、目標を達成する状況にあったなかで、その後、景気の悪化などを主な要因とし、この達成が厳しい状況になりましたが、総括的には、計画期間を通して一定の成果を上げることができました。
- ◆ 市税をはじめとする、各種公金等の収納強化（未収金の回収）による歳入確保の取り組みを進めるとともに、民間活力の積極的活用に関し、「ガス事業」及び「保育所・幼稚園」の今後のあり方について、具体的な方向性を打ち出せるよう、関係者等との協議・検討を進めました。今後も、協議・検討を進め、具体的な改革に移行させていく必要があります。
- ◆ 各年度ごとに部署別事務事業実績調書・施策評価調書を作成したほか、実施計画を策定しました。また、平成20年度には、第2期基本計画の中間総括を行いました。
- ◆ 第2期基本計画で設定した指標に関する測定と管理については、十分に実施できたとは言えず、行政評価につなげることができなかつたことから、引き続き検討が必要です。
- ◆ 第3期基本計画の策定に向けて、現状把握を適切に行ったうえでの総括を実施し、施策の見直し、目標や指標の再設定などを速やかに行う必要があるとともに、第3期基本計画では、財政と連動したうえでのリーディングプランを構築し、進行管理を適切に行うことが求められます。
- ◆ 職員研修計画に基づき、職位に応じた職員研修を実施し、職員の能力開発に努めました。
- ◆ 効率的な行政運営を目指すため、組織改編等を行い、組織のスリム化を図りました。また、新規採用者を抑制するとともに、将来的なアウトソーシング等が見込まれる職種については、任期付職員や臨時・非常勤職員を有効活用することにより、職員数の削減に向け努力し、人件費の削減を図りました。

- ◆人件費抑制の一方で、個々の仕事量の増加等により、心身のバランスを崩す職員が以前に比べ多くなっており、うつ病対策をはじめ、心身の健康管理に配慮する必要があります。
- ◆人事評価制度の再構築については、検討を重ねてきましたが、導入には至らず、他自治体等の事例を参考にしながら、さらなる調査研究が必要です。
- ◆施策の展開計画に応じた最適な人の配分と組織づくりが必要であり、仕事量に対しての重点配分等を検討する必要があります。
- ◆公債費の支出を抑制するため、財政健全化計画に基づく補償金免除の繰上償還と、低利な借換債により、将来の公債費の利息支払額を抑制し、歳出の削減に努めました。
- ◆各種証明書などの交付手数料の改正をはじめ、受益者から経費に対する応分の負担を求める取り組みや、市の資産等への有償による広告掲載などの新たな歳入確保に係る取り組み等の実施により、自主財源の確保対策を行いました。安定した財源の確保には効果が少なく、また、歳出においても経済情勢を反映し生活保護費等の社会保障費の増高もあり、財政調整基金の繰入れや活用による予算編成が続き、財政運営は難しい状況です。今後、歳入の確保、歳出の削減をより一層推進する必要があります。
- ◆市民に対する財政状況の公表として、年6回程度にわたり、わかりやすい形で広報を通じて情報提供を行いました。
- ◆自主財源・税負担の公平性の確保を図るため、職員による臨戸訪問や催告書などにより、徴収・納税の催告を行うとともに、市税の保全確保のため、預貯金・不動産の差押えや、インターネット公売等を行い、滞納整理対策を強化しました。
- ◆納税意識の高揚や納税啓発を行うため、小学校5・6年生を対象に、税の仕組みや役割について、租税教室の開催や広報・ホームページ・防災行政無線などにより周知を行いました。
- ◆納税しやすい環境づくりのため、月2回の休日や毎週火曜日の夜間に窓口を開設し、納税機会の確保を図りました。また、平成22年度より、コンビニエンスストアでの収納を実施しました。



■今後の展開■

- ★平成23年度からの行財政改革の推進に係る新たな実施計画に基づき、引き続き歳出の削減、また、歳入の確保に取り組み、自立した行財政運営の確立と維持に努めます。
- ★計画行政に関しては、基本計画に掲げる目標を着実に実行していくため、各年度ごとに実施計画を定め、進行管理を徹底します。
- ★市民への適切・的確な対応に努めるため、それぞれの分野が連携した横断的な対応の工夫をするとともに、さらに職員の資質向上に努めます。
- ★高度化・多様化する行政需要に的確に対応した実務能力や政策形成能力を持った職員を養成するため、適宜職員研修を実施し、適材適所を見極めた職員配置を行うとともに、人事評価制度を再構築し、計画期間内の導入に向けた検討を行います。
- ★職員の健康管理については、心身のバランスを崩す職員が増加している現状から、うつ病をはじめとした健康管理に関する相談の利用促進を図るとともに、業務バランスを見直し、極端に加重がかからないよう配慮します。
- ★組織に関しては、市民の窓口としてわかりやすい受け皿となるよう、また、基本計画等の推進を的確に展開し、効果的な行政運営を実現するため、いわゆるタテ割ではなく、ヨコの繋がりを重視し、機能的かつ効率的な組織の構築に努めます。
- ★財務管理に関しては、未来に向けて東金市を維持していくため、長期的な見通しのもと、引き続き諸制度の研究も行いながら、適正な財政運営に努めます。また、本市の財政状況を市民に対し公表していくとともに、行財政改革の推進に係る実施計画に基づいた財源の確保に努めます。
- ★休日窓口の開設や休日徴収・分納相談など、引き続き実施するとともに、より一層の創意工夫を行い、市民が納税しやすい環境をつくることで市税収入等の確保に努めます。

■主な基本事務事業■

基本事務事業	事業概要
行政改革推進事務	<p>市の行財政改革の推進に係る各種取り組みについて、行財政改革の推進に係る実施計画（名称未定）及び「東金市行財政リフレッシュ推進会議」をはじめとする関係会議における協議・検討内容に基づく推進、また、その進行管理を行い、市民生活の向上に繋がる行財政運営となるように努めるとともに、自立した行財政運営の確立とその維持に努めます。</p> <p>なお、国における「地域主権改革」の動向を踏まえ、必要により市の行財政改革の推進に係る基本方針である「東金市新行政改革大綱」の改定を行い、それに基づく行財政改革の推進に努めます。</p>
市税等徴収事務	<p>滞納者に対し、催告書等の送付や臨戸で納付を促します。それでも滞納している者については、預金等の調査で財産調査を行い、資力がある者に対しては、差押等の強制処分を、資力がないと認められる者に対しては、滞納処分の執行停止を行います。</p> <p>また、関係機関と連携し、強制換価手続きを開始した執行機関に対して、交付要求・参加差押を行います。</p>

計画行政推進事業	基本構想を受け、その将来像を達成するための基本的な施策の体系を示す基本計画の策定、基本計画に定めた目標達成のために実施する事務事業を示す実施計画を作成し、次年度予算及び市政運営方針とともに、議会への報告やホームページ等を通じて市民に情報提供を行います。
行政評価システム推進事務	第3期基本計画の進行管理として、まず、当該計画において目標設定し、その目標管理を行い、実績把握と成果に対する評価の熟度を高め、行政評価の構築に努めます。
職員管理事務	市民への適切・的確な対応等をさらに向上させるため、職員の資質向上を図るとともに、職員の採用から退職後の年金支給まで、適正な人事管理を行います。
組織編成事務	事務事業の質・量の変化を把握し、これに対応することができる組織を研究して整備します。
財務管理事務	財務事務を適切・的確に執行します。
地方債管理事務（元金）	地方債（元金）を償還します。
地方債管理事務（利子）	地方債（利子）を償還します。
市民税賦課事務	税金の申告受付を行い、申告内容等に基づき市民税を算定し、納税義務者等に対して納税通知書を発送します。
資産税等賦課事務	① 適正な固定資産の評価を行います。 ② 毎年、1月1日現在の固定資産の所有者を把握し、適正な課税を行います。 ③ ①・②に基づいて、固定資産の所有者に対し、納税通知書・納付書を送付し、必要に応じて証明書を発行します。
市税等収納管理事務	口座振替の推進やコンビニ収納を行います。また、賦課更正や重複納付により生じた過誤納金について、還付又は充当の処理を行います。また、未納者については、納期後1ヶ月程度で督促状を発送します。

課長目標

指標名	現状値	目標値	所管課
行財政改革の推進に係る実施計画における各種目標	—	行財政改革の推進に係る実施計画において設定するものとします。	総務課
市税の徴収率	82.4%	86.9%	収税課

4

広域行政の推進

■ 施策の目的 ■

近隣自治体との連携を深め、一体的な地域づくりに努める

■ これまでの取り組みと現状認識 ■

- ◆ 消防・斎場・ごみ処理など、広域での行政事務の執行が効率的である事業について、山武郡市広域行政組合や東金市外三市町清掃組合を組織し、広域で取り組んでいます。
- ◆ 「第2次東金市財政リフレッシュ・プラン」における歳出削減に係る取り組みとして掲げている補助費の縮減に向け、関係一部事務組合に対し、組合内部での事務改善等による経費の削減、また、構成市町の財政状況を考慮したなかでの負担金等の適正化、さらに予算編成段階における構成市町への説明等の機会を設けることなどを要望し、一部事務組合への構成市町の関わり強化に努めました。
- ◆ 国保成東病院が平成21年度末をもって解散し、また、山武郡市広域行政組合で行っている電算業務のうち、税に関する事業についても、平成22年度より市単独での処理に移行しました。
- ◆ 平成26年度に予定されている東金九十九里地域医療センターの開院に伴い、市域を超えた広域的なまちづくりの検討が必要です。

■今後の展開■

- ★広域による行政執行が効率的である事務については、構成市町と協力し、引き続き一部事務組合による事務の共同処理を実施するとともに、施設の維持管理に努めます。
- ★平成22年度に電算業務のうち、税部門が独自システムに移行したことに続き、平成24年度中には、住民基本台帳と選挙に関する事務についても独自システムに移行を予定していることから、これらの移行事務を円滑に行います。
- ★平成26年度には、東金九十九里地域医療センターの開院を予定していることから、広範囲にわたる近隣自治体との医療連携が求められるため、市域を超えた広域的な交流に努めます。

■主な基本事務事業■

基本事務事業	事業概要
長生山武地方拠点都市地域整備推進事業	推進協議会として、基本計画に位置付けられた地方拠点都市地域の整備に係る調査・研究及び調整を実施します。
行政組合負担金（医療機関共同設置分・救急医療分）	山武郡市医療福祉センターに対する建設費を償還します。 また、夜間急病診療所・休日歯科診療所の運営や病院群輪番制にかかる費用を負担します。
行政組合負担金（障害程度区分審査分）	障害者の障害程度区分を認定するための障害程度区分審査会にかかる費用を負担します。
行政組合負担金（運営費・電算分等）	組合運営費及び電算処理に関する費用を負担します。
行政組合負担金（常備消防分）	消防常備職員の人件費及び消防庁舎建設費を負担します。
行政組合負担金（養護老人ホーム・入所判定）	山武郡市広域行政組合立養護老人ホーム坂田苑の運営費と建設費を償還します。 また、入所判定委員会運営にかかる費用を負担します。
山武郡市広域行政組合（し尿収集）	し尿処理施設（アクアプラント）の衛生的な処理にかかる費用について負担します。
山武郡市広域行政組合（斎場）	斎場（火葬場）の運営費用を負担します。

5

情報化への対応

■ 施策の目的 ■

情報通信技術の発展に的確に対応し、効率的な行政運営を進める

■ これまでの取り組みと現状認識 ■

- ◆ 電子自治体の構築に向けて、平成18年度より財務会計システム及び人事給与システムの再構築、総合福祉システムの順次構築、平成20年度に設計積算システムの統合を行いました。
- ◆ 電子入札については、千葉県電子自治体共同運営協議会に加入し、共同利用することで平成19年度から運用を開始しました。
- ◆ 山武郡市広域行政組合において共同処理している基幹系業務システムについて、各部署から操作性や機能面での向上を求める声が強まり、本格的な見直しを行う必要が生じてきたことから、税に関連する業務システムの自主運用を、平成22年度から開始しました。また、住民基本台帳に関連するシステムについても、平成24年度からの自主運営に向け検討を進めています。
- ◆ 市民が自宅にいながら24時間365日、行政手続の申請や届出ができるよう、平成21年度に電子申請届出システムを導入しました。しかし、利用率が極めて低く、効果が見られないことから、平成22年度に終了しました。

■ 今後の展開 ■

- ★平成24年度に基幹系業務（住民基本台帳関連）の独自システム化が予定されていることから、これらの移行が円滑に行えるように事務を遂行します。
- ★電子情報のセキュリティについては、職員に対する研修を定期的実施し、認識の向上を図るほか、東金市情報セキュリティポリシーの見直しを実施します。

■ 主な基本事務事業 ■

基本事務事業	事業概要
情報セキュリティ対策推進事業	電算室の空調、電源、非常用電源、耐震、耐火等の設備を適切に管理します。また、電算室の入退室管理やデータの持ち出し等に関する管理を徹底します。 職員向けのセキュリティ研修を定期的実施します。 東金市情報セキュリティポリシーの見直しを行います。
電子自治体推進事業	サーバ・パソコン・通信機器・ソフトウェア等の適正な管理運用を行います。 基幹系業務システムの再構築を行い、サービスの向上と事務効率の向上を図ります。 新たな技術開発や制度改正等に適切に対応します。



